

令和4年第4回(6月)川南町議会定例会会議録

令和4年6月7日 (火曜日)

本日の会議に付した事件

令和4年6月7日 午前9時00分開会

日程第1 一般質問

発言順序

- 1 中津 克司 君 (1) 飼料代高騰に伴う畜産農家の現状と対策について
(2) 川南湿原の汚水流入対策の現状はどうか
- 2 蓑原 敏朗 君 (1) 事業評価
(2) 円安対応
(3) 域内経済循環
- 3 竹本 修 君 (1) 災害に強いまちづくりのために
(2) 人口減少に伴う農地の管理は
- 4 徳弘 美津子 君 (1) 生理用品の無償配布
(2) 延長保育について
(3) 保育士不足の現状は？
(4) 町長就任12年目
- 5 米田 正直 君 (1) 食糧自給率と食品ロスについて
(2) 第4期障がい者計画について
(3) 地域防災計画について
(4) 畜産環境問題について
(5) 新型コロナ対策について
- 6 内藤 逸子 君 (1) 中学校の統廃合はそのまま進めるのか
(2) ヤングケアラーの把握はできているのか

追加日程第1 「議案第42号 川南町国民健康保険税条例の一部改正について」の撤回の件

追加日程第2 議案第44号 川南町国民健康保険税条例の一部改正について

出席議員(13名)

1番 河野 禎明 君	2番 谷村 裕二 君
3番 中津 克司 君	4番 蓑原 敏朗 君
5番 徳弘 美津子 君	6番 児玉 助壽 君
7番 福岡 仲次 君	8番 米田 正直 君
9番 内藤 逸子 君	10番 川上 昇 君
11番 河野 浩一 君	12番 竹本 修 君
13番 中村 昭人 君	

事務局出席職員職氏名

事務局長 新倉 好雄 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町長	日高 昭彦 君	副町長	押川 義光 君
教育長	坂本 幹夫 君	会計管理者・ 会計課長	小嶋 哲也 君
総務課長	大山 幸男 君	財政課長	谷 講平 君
まちづくり課長	甲斐 玲 君	産業推進課長	河野 賢二 君
農地課長	三好 益夫 君	建設課長	黒木 誠一 君
環境水道課長	日高 裕嗣 君	町民健康課長	米田 政彦 君
教育課長	山本 博 君	福祉課長	渡邊 寿美 君
税務課長	大塚 祥一 君	代表監査委員	永友 靖 君

午前9時00分開会

○議長（中村 昭人君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

また、議場内ではマスクを着用していただくようお願いいたします。

日程第1「一般質問」を行います。

議長の手元まで質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

念のため申し上げます。質問の順序は通告書の提出順といたします。

まず、中津克司君に発言を許します。

○議員（中津 克司君） おはようございます。一般質問通告書に基づき、質問いたします。

2月24日、ロシアがウクライナに軍事進攻し、3か月以上が経過しました。深刻化するウクライナ情勢を背景に、穀物や肥料、燃料など農畜産業に必要な生産資材の高騰が続いています。特に穀物は、ロシアとウクライナ両国からの輸出減少で価格が大きく上昇し、穀物を原材料にする配合飼料も値上がりし、農家の負担増となっています。

ウクライナはテレビ報道でも分かりますが、平たんな土地で、面積は日本の1.6倍、人口が4,000万人で日本の3分の1、国土の7割が農地で世界有数の肥沃な黒土地帯を抱え、ヨーロッパの穀倉とも呼ばれ、農地面積は日本の10倍程度で、アジア、アフリカにも農産物を輸出し、世界の食糧庫として知られています。

また、ロシアは、穀物、石油、石炭、天然ガスの輸出国です。食糧、エネルギーが戦略物資とされ、世界的食糧危機のおそれすらあります。

我が国では、国際情勢への変化に伴う資源高、そして、3月初め115円ほどから、4月末には130円を超える円安により、輸入価格を押し上げ、物価高騰を招いています。我々ではどうにもならない国際情勢は十分理解した中で、飼料価格高騰に伴う畜産農家の現状と対策について伺います。

2020年農林業センサスによりますと、我が町の農業産出額は22,190,000千円で、うち畜産が15,710,000千円、70.8%を占めています。家畜飼料の大部分は輸入に頼っています。

現在、畜産飼料価格が高騰し、畜産農家は経営継続の危機に直面しております。この状態が続けば、打撃を受け、壊滅の心配すらあります。

具体例を示してみます。先日開催された尾鈴農協の総代会資料に、子会社であるハマユウ尾鈴ポーク事業報告があります。それによりますと、昨年、令和3年3月末当期利益113,061千円であったものが、今年、令和4年3月末当期利益、三角、赤字ですけども、赤字の955千円、これは飼料基金の補填61,251千円を含んでの結果で、飼料費の高騰が経営を大きく圧迫しています。

この会社は、今年、日本農業賞・個人経営の部、優秀賞を受賞しました。模範的経営が評価された会社でも赤字ということです。

配合飼料価格は四半期ごとに改定されますが、今年4から6月期の供給価格は1トン87,731円と、史上最高を更新しています。配合飼料を100%給餌する養豚、養鶏農家をはじめ、肥育牛、繁殖牛農家も厳しい経営に直面しています。もちろん自給体制の構築を急がねばなりません、農家の経営改善、踏ん張りにも限度があります。この現状をどのように認識しているのか、また対策はどのようにお考えか伺います。

次に、川南湿原の汚水流入対策の現状はどうか伺います。

令和2年9月定例会にて、「新橋ため池南側の排水溝より雨水汚水が流入し、汚染されている。環境保全はこのままで大丈夫か。非常に危惧されている」との質問に対し、町長は、「川南湿原については、世界的にもここしかないという固有種もございますし、本当に大事な資源であるというのは十分認識しております。非常に長い時間と人々の先人の努力によって積み上げられたものも、一瞬の出来事で壊すこともあるかと思っておりますので、そうならないよう、しっかりと次の時代につなげていくのが我々の仕事だと思っております」と答弁され、私が、抜本的な改善が必要で、宮崎病院、町担当者、川南湿原を守る会の三者による話し合いによる改善を提案したところ、「当然100%実施する」と答弁頂きました。

その後、話し合いはなされたのか、どう改善されたのか伺います。

以上、関連事項は質問者席にて伺います。

○町長（日高 昭彦君） おはようございます。

それでは、中津議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目でございますが、議員が言われたとおり、現在、貿易を取り巻く世界の状況というのは、非常に大混乱、混乱しているところでございます。

現状といたしましては、確かに中国の需要増加、それから、円安、原油高騰などによる輸送コストの増、それから、ウクライナの侵攻です。そういうことで、原材料のトウモロコシの価格等が高騰しております。我が町の畜産農家に非常に大きな影響を及ぼしているというのは、認識しているところでございます。

まず、対策といたしましては、飼料の廃棄ロス等の削減でコストを下げる。ほかには、補助事業を活用して農家の負担軽減を図ってまいりたいと思っております。また、飼料用米を餌に利用する取組が増えていきますので、関係機関とともに、自給飼料の強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

しかしながら、本当に厳しい状況ですので、打てることは、しっかりと国・県要望しながらも、事は進めていきたいと考えておるところでございます。

2つ目の川南湿原についてでございますが、これまでも議員から質問を頂いております。本当に大事な資源でありますので、100%実施するという思いで、しっかりと取り組むという答弁はさせていただいたところ、記憶しております。

三者による話し合いに向けて現地調査をするなど、それぞれが折り合い改善策がないのか、排水先の変更は可能なのかどうか、工事をするに当たって制約がないかなど、それぞれ個別で協議は行っているところでございますが、現在のところ、三者が折り合える改善案には至っていないため、三者による話し合いは、これまで行っておりません。

○議員（中津 克司君） 日本は穀物飼料の88%、牧草・稲わらの24%を輸入に頼っています。今できること、取り組むべきこと、自給飼料の生産拡大は必要不可欠です。

そこで関連質問をしますが、稲WCS、ホイールクロップサイレージですけれども、の現状はどうか、また品質はどうか、お伺いします。

○産業推進課長（河野 賢二君） 中津議員の御質問にお答えしたいと思います。

WCS、ホイールクロップサイレージの現状はということでございますが、令和4年度でWCSは311ヘクタール作付がされております。農家との契約も必要ということで、需給のバランスは取れておるということで、今後も同程度の面積で推移していくんじゃないかというふうに考えております。

あと品質等についてなんです、現在のところ、品質が悪いといった苦情等は、私たちのほうには受けておりません。以上でございます。

○議員（中津 克司君） では、飼料用米の現状はどうか、お伺いします。

作付面積が令和3年12.8ヘクタールから、令和4年59ヘクタールに大幅に増えます。検査後、これは養豚農家に直接運搬されるわけですけれども、養豚農家からは貯蔵倉庫がなく困っているとの声もあります。対策は考えられないか、お伺いします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

令和4年度の飼料用米の作付は59ヘクタールを予定しております。昨年に比べて大幅に面積が拡大するということなんです、実際に飼料用米を利用している養豚農家の要望等もありまして、尾鈴地域農業再生協議会が推進を図った結果であるというふうに考えております。

新規で2戸の農家が、飼料用米を餌に配合することで経費の削減に取り組んでいくということになっております。

あと、主食用米と飼料用米とでは、もみすりの時期が異なるということなんです、5軒の精米所の協力によりまして、増加した分の飼料用米の対応が可能になると考えております。

もう一つ、飼料用米をストックする倉庫がないという御質問でございましたが、確かに、そういった話を私たちも聞いております。自給飼料関係の施設については、畜産クラスター事業のメニューのほうにも対象となるということで聞いておりますので、農家からの個別の要望には対応したいと考えております。以上でございます。

○議員（中津 克司君） 応えていただきたいというふうに思っております。

そこで提案ですけれども、飼料用米の生産定着化モデル事業のようなものは考えられないか、お伺いします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

定着化ということですが、幾つか農家にも聞き取りをしましたところ、飼料用米というのは非常に有効な飼料であるというふうに聞いておりますので、我々も、現在はもう植付け時期が終わっていますので、突然増やすことはなかなか難しいとは思いますが、今後定着化するように、尾鈴地域農業再生協議会とも連携しながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 自給飼料生産拡大、これは取り組んでいただくというふうに理解しました。

では、耕種農家と畜産農家のマッチングはどうか、うまくいっているのか、お伺いします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

耕種農家と畜産農家とのマッチングということなのですが、先ほども申し上げましたとおり、WCS、牛の餌となるWCSの作付については、耕種農家と畜産農家との契約というのが義務づけられておりますので、現在マッチングはできているものと考えております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） では、飼料用米を活用した高付加価値の取組、これはちょっと先を急ぎ過ぎかもしれませんけども、急ぎ過ぎの感じもありますけども、例えば、米育ち豚というのを山形県であります。それと、豊の米卵、大分県であります。

このような高付加価値化の取組、こちら辺についての取組はいかがでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

町内にも多くの銘柄の豚があると思います。飼料に飼料用米を配合した豚については、現在も幾つかありまして、慣行の飼料で育てていた豚と比較しても、肉質等も遜色がないと。特徴のある豚が生産できているというふうに聞いておりますので、今後もそういったことを活用しながら、高付加価値な生産に努めたいと思っております。

また、一例で言いますと、ファーナーみやざきが配合率を30%で飼料用米を給餌しているということを聞いております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 豚のほうは、そのようなことで伸びるといいなと、自給飼料が伸びるといいなというふうに思っております。

では、牛のほうですけれども、ちょっと伺いますが、牛は胃が4つあって反すうします。それで、地元産稲わらの活用状況はどのような状況か、お伺いします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

稲わらの活用ということなのですが、以前は粗飼料として利用が多かったのじゃないかなと思います。最近では、WCSとか、これまで安かった中国産の稲わらが普及をしたということで、利用が少なくなっております。

現在の利用としましては、地力向上等を目的に、すき込んだり、緑肥としての利用という

ふうになっておると考えております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） 稲わらを活用しているということですが、繁殖牛農家に聞いてみますと、燃料の高騰によって横持運賃、これが上がりまして、中国産稲わらも非常に高騰していると。苦勞すつとばいというふうなことを伺いました。でありますので、地元産稲わらありますので、そこ辺も有効活用をぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

では、エコフィードの現状はどうか、将来性はどうか伺います。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

エコフィードの現状はということなんですが、町内では株式会社サンエフというところが、食品残渣を原料にエコフィードを製造しております。製造されたエコフィードについては、町内7戸の養豚農家が餌に配合しておる状況です。配合率については、各農家によって違いますが、7%から30%となっております。

将来性ということなんですが、もちろん濃厚飼料の価格が高くなれば、エコフィードの活用というのは、十分今後も増えていくんじゃないかなと考えております。以上でございます。

○議員（中津 克司君） では、自給飼料の生産拡大の取組、現状をお伺いしますが、面積拡大、これは休耕地なり耕作放棄地、ここ辺の活用の現状はどうなのか、お伺いします。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えします。

耕作放棄地、それから遊休農地の状況ということですが、令和3年度における遊休農地、こちらのほうは、基盤整備等の実施により再生利用が可能な農地を指すんですが、こちらのほうが約49ヘクタールございます。これらの農地に関しましては、補助事業等を活用して、効率のよい農地となるような基盤整備の検討を進めていきたいというふうに考えております。

それから、長年耕作されずに再生利用が不可能と見込まれる農地、こちらのほうが約147ヘクタールございます。これらの農地につきましては、国の方針に基づいて、農業委員会で現地確認を行い、非農地判断を行い、農地から除外していく方向で考えております。以上です。

○議員（中津 克司君） では、反収の向上対策として、二期作、二毛作の取組はいかがか、お伺いします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

農家に聞き取り等を行いまして、状況を聞きましたところ、米の収穫後の裏作に燕麦等、イタリアンライグラス等を作付して二毛作を実際に行っている農家もいらっしゃると思いました。

また、WCSと、あとソルガムとか、イタリアンの三毛作等に取り組んでいる農家もいるということで、水田の有効活用というのは進められているのかなと考えております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） サイレージの品質向上、現状はどうか。また、町長にもありましたけど、ロスの話、保管時のロスの低減、現状はどうか、お伺いします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

サイレージの品質向上ということで、農家のほうで発酵品質向上のために、肥料のバランスを調整したり、天候時の天気気をつけながら作業を行っているということで、あと、農家に聞き取りしたところ、牧草の成分分析を行っておると。

あと、メーカー等の専門家の意見を聞きながら飼料設計をすることで、品質向上を図っているということをお伺いしております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） コストアップに伴う生産性の向上への取組状況、技術対策、これは農家にも限度があるわけですが、給与飼料の見直しということで無駄はないか。それと、飼料の効率はどうか。飼料費の節減はどうか。TDN、可消化養分総量、人で言うカロリーですが、これを節約をして、不足には注意を要するわけですが、そこ辺の取組はどうか、お伺いします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

こちら農家のほうに聞き取りを行ったんですが、各農家では無駄が、現在の状況を考えても、無駄がないように適正な給与をされているというふうにお伺いしておりますが、先ほど申し上げた飼料設計を基に生産をするということで、生産から給与までが無駄なく効率のよい飼料生産が可能になっているというふうにお伺いしました。

あと、こういう取組が品質の良い粗飼料の生産につながりまして、濃厚飼料の低減にもつながるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） では、生き物でありますので、飼養管理方法の見直し、ここ辺は必要ないかお伺いしますが、衛生対策、事故防止、飼養環境の改善、繁殖管理、分娩間隔等、飼料管理技術の向上、そこ辺についてはいかがでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

これは全畜種に言えることかと思いますが、令和2年度の鳥インフルエンザ、豚熱等の流行によって、飼養衛生管理基準が全畜種において改定されております。家畜の適正な飼育環境を整え、衛生対策を行うことで事故防止につながると考えられております。

最近では、家畜の快適な環境で飼養するアニマルウェルフェアの考え方も浸透してきているということで、飼料環境の改善については、現在進んでおるというふうにお伺いしております。

以上でございます。

○議員（中津 克司君） では、壇上でも言いましたけども、肥料価格も上がっておるわけですね。肥料の原料価格も高騰しています。NPK、窒素・リン酸・カリ、これは肥料に

不可欠なわけですが、リンは約9割を中国に依存していましたが、輸出規制を受けて価格は急上昇しております。調達先をモロッコに変えようと、今しております。カリウムも全体の4分の1をロシアとベラルーシから輸入していますが、調達先の変更が必至です。

このような状況と円安で、肥料価格も非常に高騰しております。

その中で、畜産をやりますと、畜産のふんが出ます。耕種部門も6,360,000千円の農業産出額があるわけですが、畜産部門、畜種も様々ですが、堆肥の有効活用を、この際、一度考え直してみたいと思いますが、いかがでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

堆肥の利用ということなんですが、良質な堆肥を生産している畜産農家の堆肥は、非常に人気で足りないほどということを知っております。

今後も事業等を活用しながら、良質堆肥の生産を図りたいと考えております。

堆肥には、土づくりだけということではなくて、肥料成分も豊富に含まれておりまして、リン酸とカリは堆肥でほとんどが賄えるということも知っておりますので、化学肥料の利用を抑えて、コストの低減に寄与することができるのかなと考えておりますので、今後も堆肥の利用については推進していきたいと考えております。以上でございます。

○議員（中津 克司君） では、次に行きます。

川南湿原の関係です。

宮崎病院、町、川南湿原を守る会の三者による話し合いが実施されていませんけども、それぞれ個別でやるという話もありましたけども、なぜ実施ができなかったのか、理由をお伺いします。

○町長（日高 昭彦君） 先ほども申し上げました。確かに言い訳にはなりますが、まず、三者による前にいろんな可能性、現在、要するに、物理的に工事的になかなか難しい状況がございましたので、三者の前に、いろんな調査をこちらで行わせていただきました。

役場としては、個別の対応を進めていって、一致点が見つけられるよう三者協議をしようという段階ではありますが、現状としては、それぞれの個別な交渉を続けているところでございます。

○議員（中津 克司君） 当町には、中学校の問題もあるんですけど、困難な問題に勇気を持って取り組んでいただきたいというふうに思っております。

「当然100%実施する」という答弁の重み、これをどのように感じているかということですが、当然とは、そうなるのが当たり前とか、道理上そうあるべき、ありさまというようなことです。

議事録は全国どこでも閲覧できます。町長、町民はリーダーの発言、一挙手一投足を見ていますが、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおり、やっぱり我々が言葉の重みをしっかり感じな

がらやるべきであるのは、十分承知しております。

議員が言われるとおりの、絶対という言葉、あり得ないのは分かっているながらも、やはり100%実施するという思いだけはあつもので、常にスタートしているところでございます。

○議員（中津 克司君） 壇上で、令和2年9月定例会での町長の川南湿原への思いの籠もった前回の答弁を紹介しましたがけれども、川南湿原を守る会の方々も、町長答弁を聞いて安堵されたというふうに思いますが、三者会談は結果的に実施されませんでした。非常に残念です。

というのも、町長は、全国草原の里市町村連絡協議会の初代会長でもあります。東京農大の宮本先生は、宮崎は暖かな気候ですから、瞬く間に植物が生育して、背丈が大きな植物が生育すると、干し草が生育するような環境がなくなってしまいます。

だから、もし湿原の保全活動をしているボランティアの方々が、もう管理やめたと放置してしまうと、5年もたたないうちに、湿原はやぶになってしまいます。

保全、保護とは何か。それは、それぞれの植物に生育しやすい環境を残していくことです。世界に二つとないすばらしい自然を持った川南湿原が、いつまでも皆さんに愛され、見守られていけばよいなと思いますと述べられています。

先日もありましたけれども、新聞、テレビ等で取り上げられる、我が町の宝物です。現状をどう捉えているか、町長の考えを再度お伺いします。

○町長（日高 昭彦君） 議員の言われたとおり、全国草原サミットの中の湿原という形で、初代会長、開催もさせていただきました。

やはりこういう自然は、一度なくすと本当に取り返しのつかないことになるということは重々承知した上で、いろんな活動、守る会の方も、それから、担当課であります教育課、それから建設課も含めて改善をしながら、途絶えていた干し草が50年ぶりに発見されたとかいうことも、少しずつではありますが、結果を出しているかと思えます。

湿原について言えることは、手を入れないと森林化し、議員が言われる、やぶになると。ですから、人間の営み、人の手が入ることで、その湿原を守っているというのは十分承知しておりますので、やれることをしっかり見つけながら、やり続けていく覚悟は持っております。

○議員（中津 克司君） では、ちょっと掘り下げて質問します。

国指定天然記念物川南湿原植物群落整備事業では、富養化が進んだ川南湿原を国庫補助事業合計239,776千円、うち16から21年度分226,866千円、町単独事業合計45,163千円、総合計284,939千円で、22年度に整備が完了し、現在に至っています。

この事業で、浚渫して、約1万立方メートルの泥を持ち出しました。本来なら、清水がたたえられているはずですが、汚水流入で濁り、富栄養化しています。

例えば、北川湿原、家田・川坂湿原ですけども、ここは湧水のみで水が透明で、比較すれば明々白々です。

補助事業の申請には、川南の大地をくぐった水が地表に届き一帯を湿らせている、いわゆる湧水ですけれども、貧栄養状態の泥炭土層であることと、豊富な地下水の湧出が湿原植物には好条件であるというふうな湿原であるというふうに申請してあると思います。

どのような申請がなされているのか、申請書の内容はどのようなのか。現実には、汚水が流入し、富栄養化しています。工事段階から既存の排水溝は実在していました。それも明記して申請してあるのか。申請内容の確認もお願いしておきました。排水溝の存在は明記してあるのか伺います。

○教育課長（山本 博君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

川南湿原を守るために、平成7年から町単、県単、国庫補助事業の補助を行いながら、湿原の整備を行ってきたところであります。特に、16年、17年度は国庫補助事業を使いまして、大きな工事を行っております。

この申請内容につきましては、それぞれの事業の内容に沿った形で、事業申請を行っているところがございます。同じく県単につきましても、その時々の内容によって、申請を行っているところがございます。その確認を行いました。以上です。

○議員（中津 克司君） お伺いしたのは、既存の排水溝、実存しているわけですがけれども、存在しているわけですがけれども、これは申請書の中にちゃんと明記してあるのかということをお伺いしたわけですがけれども、いかがでしょうか。

○教育課長（山本 博君） 再度お答えいたします。

その排水溝の件につきましては、具体的にその記載はしておりません。以上です。

○議員（中津 克司君） 明記していないということであれば、虚偽の申請ということですね。これは皆さん、了解されますね。

では、宮崎病院から排水流入、途中で接続工事してあるとの情報もあります。これは現実には、私はしてありますと、してあるというふうに思っております。というのも、線状降水帯のとき、敷地内、大分見て回ります。水が川の流れになっちゃいますけれども、それが流れ込んでおるのは、接続してあることの実事だというふうに思っております。

現状は、国指定天然記念物川南湿原に排水溝があり、常時流入し、富栄養化しています。これは、町道側の排水と宮崎病院排水が流入しているからです。流入口下の石周辺は茶色に変色しています。流入水の水質検査も必須です。これ、排水を文化財に流し込む、文化財保護法に抵触する違法行為ではないのか、というふうに私は思っております。

そこで、文化財保護法第13章罰則、第196条1項、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、毀損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は1,000千円以下の罰金に処するとあります。これ、いかがでしょうか。文化財保護法違反ですよ。

○教育課長（山本 博君） 再度お答えいたします。

文化財保護法に抵触するのではないかという御質問ですが、いろんな補助事業をする場合

に、それぞれの事業の目的に合った形で補助申請をしております。例えば、フェンスの設置であったり、園路の整備であったり、そういった整備をする場合に、それぞれの内容で、目的の内容で申請をしておりますので、申請自体には何ら問題ないというふうに考えております。

また、排水路の件であります、場内の排水は、雨水のほうは湿原のほうに行くようになっているのは事実でございます。

また、病院の施設のほうから出される排水につきましては、下水に接続をして、きちんと処理をしておりますので、それについては問題ないと思っておりますので、この湿原の事業につきましては、法には抵触をしないというふうに考えております。以上です。

○議員（中津 克司君） 抵触しないということですけども、ひったまげました。

というのは、町道の排水、雑排水、これも流入していることは、これは事実です。町長もそれは認められております。それが違法行為で何でないのか、もっと突っ込んで説明をお願いします。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。

午前9時41分休憩

.....
午前9時42分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

○副町長（押川 義光君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

国指定を湿原が受ける段階で、あの雨水排水なり、一部生活雑排水が入っておりますけれども、その排水溝自体は存在していたと。国が認定をする段階で、国の認定委員なり、そういう方々が現地調査を恐らくされたというふうに、私は思っております。

そういうことから、その現状を把握した上で、最終的に国指定ということになったというふうに判断をしておりますので、議員がおっしゃるような違反とか、そういう世界には当たらないというふうに感じているところでございます。以上でございます。

○議員（中津 克司君） 副町長に申し上げます。

恐らくというふうな答弁はやめてください。事実をちゃんと明確に示した中で答弁をお願いします。恐らくというのは、答弁の仕方はありません。それはいいです。

それで、私は、違法行為であるというふうに思っております。

では、次、行きます。時間ありませんので。

また、この地域は公共下水道区域と、答弁が町長、ありました。公共下水道事業は、汚水処理施設整備交付金を適用し、平成17年から21年度、川南町豊かな自然を生かした地域再生計画として実施され、事業費977,400千円、うち単独86,800千円、うち交付金458,800千円の事業です。地域再生計画の概要、これを読みますと、本町には県内でも有数の水揚げ高を誇る川南漁港や国指定天然記念物川南湿原植物群落があるが、未処理生活雑排水の垂れ流

しなどによる河川や海水の汚濁で、漁獲高は減少し、湿原植物の中には絶滅した植物もあり、公共用水域の水質保全並びに自然環境の保護対策が喫緊の課題となっている。このため、汚水処理施設整備交付金を活用し、それぞれの事業の連携をはかり、生活雑排水を処理し、併せて関連事業により豊かな自然環境の再生を図り、自然と人との共生を基本にしつつ、自然及び田園環境を生かした潤いのある地域の再生を図る、適用される支援措置として汚水処理施設整備交付金、というのがあるわけですが、また、地域再生計画、この目標に、新橋ため池においても未処理生活雑排水の流入による富栄養化等によって一部の植物が絶滅するなど、湿原動植物の減少が進んでおり、公共用水域の水質保全並びに自然環境の保護対策が喫緊の課題となっていると明記してあります。

新橋ため池は、排水溝は1か所しかなく、また、町が関与する流入口も1か所で、どこで未処理生活雑排水が流入しているかは明白であります。

しかし、放置され、現実には汚水が流入し、富栄養化しています。汚水処理施設整備交付金申請内容に対する事後対応に問題があると思いますが、いかがですか。

○環境水道課長（日高 裕嗣君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃりますとおり、平成16年に供用開始いたしました川南町公共下水道は平成17年度から21年度まで、汚水処理設備整備交付金の支援措置を受けまして、平田川の浄化及び新橋ため池の未処理生活雑排水の流入を抑止し、湿原動植物の保護を図ることを目的に、中原及び新橋地区を集中的に整備をしております。

川南湿原植物群落の環境整備、海洋資源再生など、目標に掲げまして、ヒュウガホシクサが復元するなど、ある程度、目標は達成しておりますが、現在も下水道未接続世帯から生活雑排水の流入により湿原環境に影響を及ぼすことが懸念されております。

下水道区全域で見ますと、加入人口、加入率は年々上昇しております、未処理の生活雑排水の流入は減少しているものと思われまます。

また、下水道法ですとか、川南町下水道条例によりまして、公共下水道排水区域内の排水設備の設置については規定がございまして、これまでも未接続世帯に対しましてその旨をお伝えいたしまして、接続推進を図ってまいりましたが、費用面など、経済的な理由等で御理解いただけず、また未接続であることについて罰則規定等もございませんので、今現在も未接続世帯も残っている状況でございます。

推進を回る中で、しかし、接続する意思はあるが、費用面で今、厳しいのでいずれ接続したいという方もおっしゃりますので、今後とも引き続き広報や接続の推進を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議員（中津 克司君） 問題ありや、なしやということでお伺いしました。そこはいかがでしょうか。

○環境水道課長（日高 裕嗣君） 問題あるか、ないかということですが、法律、条例に明記されておりますので、接続に至っていないということは、問題はあるというふうに

感じております。以上です。

○議員（中津 克司君） 問題ありということです。それ、改善しましょうよということを私はずっと訴えているわけです。ここで時間をつぶしてもあれですけども、このような、今のようなくずっと状況です。川南湿原に対しては、国宝重要文化財等保護整備費補助金をいただき、文化庁長官に日高町長名で実績報告書を提出しています。未処理生活雑排水流入が改善されていないのに、今も補助金をいただき文化庁長官に報告書を提出している。具体的に平成27年、28年報告書も私、手元にあるわけですけども、ここについては問題はないわけでしょうか。

○教育課長（山本 博君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

平成27年度に国庫事業等を行っておりますが、内容を精査しましても、特に問題はないというふうに考えております。

また、毎年、文化庁のほうから湿原のほうに来られまして、宮崎県の保護審査、審議会の委員等、大学の教授等を含みまして、いろいろ意見交換会も行っておりますので、そういった問題点もその場で協議・共有しながら事業を行っておりますので、こういった文化庁の申請についても適正に行われていると考えております。以上です。

○議員（中津 克司君） いろいろ公共下水道の問題にしても、湿原の改修にしても、問題あるわけですけども、これ、今さらどうにもならないわけですね。だから、経過はしかし皆さん、十分御理解いただけたというふうに思っております。

しかし、町だけが責められるものではないというふうに私は考えております。宮崎病院も当事者です。排水を流し込んでいるということに関しては。

ところで、私の質問通告書を受け取って、川南湿原の排水溝、現地確認に行かれたでしょうか。

○建設課長（黒木 誠一君） 中津議員の御質問にお答えいたします。

宮崎病院敷地内で排水変更は難しいため、5月30日と5月31日、建設課職員2人と私で国道への排水と県道への排水ができないか、町道上町宮崎病院外路線の排水樹の底と側溝の底の高さの測量を行いました。

県道側は、排水先のほうが1.4メートル高く、排水できないことが分かりました。

国道側は排水先のほうが60センチ低いのですが、約280メートルの距離を0.2%の勾配で排水するのは構造的に無理があることが分かりました。

議員おっしゃるように、対象区域が公共下水道区域ですので、汚水については公共下水道への推進に努めたいと思います。以上でございます。

○議員（中津 克司君） 大変御足労をおかけしました。高低差で無理であろうということは、私もちょいちょい思っておりました。

私が伺いたいのは、担当課は現場に行かれたでしょうかということをお伺いしたいと思います。

○教育長（坂本 幹夫君） 今回の御質問にお答えします。

私も何回となく行っております。その中で、外から見たときに、木でこう覆われて、排水問題が松浦事務局長とも話をして、流す方向についてもいろいろ病院側のところを使って流せないかとか、いろいろ考えたんですけども、なかなか病院側がイエスと言わないということもありまして、これについてはやはり教育課だけの問題ではなくて、建設課、それから環境水道課とも連携を図っていく必要があるということと、毎年、水質検査をしております。汚染がどれくらい進んでいるのかというのが、非常に私は心配しております、委員がおっしゃいますように富栄養化、それが進んでいることによりまして、希少種が約50種ありますけれども、それが被害を及ぼすことがないように、今、してるのは本当に湿原を守る会の皆様の本当に御努力のおかげだと思っております。

また、今回、調査したときに、窒素のほうは、若干改善は見られていました。2年前と比べるとですね。大腸菌についてはやっぱり増えておりますので、ここあたりも難しい問題ではあるんですけども、人手を入れながらも今度6月20日にまた湿原の作業を行いますけれども、そういったことで、町民ボランティアもお願いしながら、大切な宝である川南湿原を守っていきたいと思っております。以上でございます。

○議員（中津 克司君） 私は、現場確認に2回行きました。1回目は5月21日、午前中、雨で曇り空のときに行きました。もちろん、雨上がりでしたので、勢いよく流入していました。流入口、ここも見ようと思ったけども、あそこはマムシが多いんですね。小さいころからの遊び場でしたから、よく知ってます、何回か見たことがあります。2回目は6月4日、晴れの日が続く、ちょうど側溝の水の流れがないことを確認して行きました。現場は流入口の両サイドの雑草が踏み倒され、人が来た気配がありました、誰か確認したというふうに思います。流入量はちょろちょろ程度で流入口下の石周辺は茶色く変色しています。私は今まで町道側溝のどぶ掃除、1人でやってきましたけれども、汚水臭はしても鉄さび的なものは経験したことはございません。水の検査のやるということですけども、採取場所は全体じゃなくて流入口、もろにちょろちょろの水、これが問題なのであって、それはぜひやっていただきたいというふうに思います。

でありますので、流入水の採取、分析、原因の究明、ここら辺は必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（坂本 幹夫君） ただいま言われましたように、その排水口がどうなってるのかということのか一番私も心配でありましたので、今回の調査はそこも含めて3か所で場所を変えて調査をしております。

その中で、やっぱり大腸菌数がかかなり増えてるということが分かっております。そういったこの検査結果と、それから大学とかそういった先生たちの意見を基に、どのような改善策をしていけばいいのかということ、一番いいのは、先ほど言われましたようにあそこを塞ぐのが一番いいと思いますが、物理的なこともあってなかなか難しいということですので、

であれば、今、やれる改善策について、やっぱり専門家の意見を聞きながら進めていきたいと思っているところであります。

以上です。

○議員（中津 克司君） できない、それでいろいろ理由を考えても、これ、改善にはならんわけですけど、川南湿原を守っていくためには、汚水流入を遮断する、排水溝を遮断する。これしか改善策はないのではないと思います。ため池排水溝の水の流入量は町が関与する側溝の水の量と明らかに異なり、宮崎病院の排水が常時流入しているというふうに私は推測しております。

私は、本気で川南湿原を守るなら、迂回水路を作るべきと考えます。今まで申し上げた経緯を十分考慮され、宮崎病院との話し合いで具体的方策を真摯的に協議し、解決すべきと考えます。今一度、宮崎病院、町、湿原を守る会の3者会談を実施し、改善することを提案しますが、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 確かに、本当に議員の言われるとおりで思っております。湿原のその存在意義も十分認識しているところでありますが、物理的な、本当にこう問題が、しがたいものがありますが、やはりそこはしっかりと前向きには考えていきたいと思っております。

○議員（中津 克司君） 最後にします。ほかにもあるわけですけど。

当然、100%実施するという約束は守らなかった、残念だということを申し上げましたけれども、くしくも今朝、3時半に宮日をひらいたら、現職日高氏出馬の意向と1面にありました。公約、町民との約束に川南湿原を守りぬくために言葉での称賛ではなく、迂回水路を設置すると具体的に掲げるくらいの覚悟はもう一回伺います。川南湿原整備事業も、公共下水道事業も、先人のやったことに不備があればそれを改善する男気を出してほしいというふうに私は思っています。

○町長（日高 昭彦君） さまざまな問題を抱えながら、当然、この職をやっているわけですから、覚悟がないかと言うと、それは絶対100%あるつもりであります。後は現状とのバランスを考えながら、やるところはやる、考えるべきところはこれからも考え続けるしかないかと考えております。

○議員（中津 克司君） 私は、ぜひ迂回水路、これは石にかじりついてでもやるというぐらいの信念を聞いたかったわけですけども、うまくぼかされて残念です。

以上で終わります。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前10時03分休憩

.....
午前10時13分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、蓑原敏朗君に発言を許します。

○議員（蓑原 敏朗君） さきに通告いたしました質問要旨通告に基づき、質問をさせていただきます。

まず、本町の行政評価の現状についてお尋ねいたします。

本町を含む地方自治体では、直接、住民と向き合い、限られた財源、予算や職員で工夫しながら、問題・課題に立ち向かっています。

地方自治体が執行する事務は、2000年の地方分権改革により、機関委任事務は廃止され、法定受託事務と自治事務とされました。地方自治体の事務事業執行では、自由度が増すとされましたが、実際はどうなのでしょう。ただ、自己責任、自己決定という意味での意識改革は、多少なりともつながったのではないかと期待します。

言い古された言葉で今さらながらですが、住民の行政へのニーズはますます多様化あるいは高度化しているように感じます。さらには、正しいと思われることでも、かつての上意下達という手法では、行政事務の執行は困難になっています。また、時の流れは加速度的に変移をし、ドッグイヤーに例えられるような速さですが、ひたすら前例踏襲というやり方では、住民の要望には応え切れなくなってきました。

ドラスチックな社会経済情勢の変化や人口減少に適切に対応し、限られた財源や人員で住民の満足度を高めるためには、町長の言われる「選択と集中」を進める上でも、どうしても、行政評価という事務事業の検証作業が必要となってきます。

また、実際には、都道府県や市では8割以上が導入済みと聞いていますし、町村においても5割近くが導入されているようです。このように多くの自治体で行政評価制度を導入して取り組んでいることが実態で、住民サービス向上に生かそうとされています。

実は私は以前、本町の事務事業の進捗状況把握はどうなっていますかと、今回と若干似たような質問をさせていただきました。町の事務事業の進み具合の把握はどうなっていますかということを中心に尋ねたつもりですが、その際の町長の答弁では、月に一度の行政経営会議で報告を受け、把握しているということでした。さらには、事務事業達成度は、ハード事業は分かりやすいが、ソフト事業も含めて、今、何が問題なのかしっかり把握することが大切な任務であると。また、そのためには、随時検証しながらやっているところで、皆さんに見えるようにやるのが我々に非常に求められています、と答弁頂きました。

そこで、お尋ねいたしますが、質問した際にはチェックシートみたいなものをつくってはと提案もしたところですが、現状、事業達成度は把握、事業達成度については把握されているとのことですが、川南町では、事務事業の評価は具体的にはどのように行われていますか。そして、評価結果をどのような形でフィードバックされていますか。まず、そのことをお伺いします。

あとの質問は、質問席でさせていただきます。

○町長（日高 昭彦君） それでは、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

本町の事務事業の評価でございますが、まず「必要性」、そして「有効性」、「効率性」、3つの観点から評価をしております。継続事業につきましては、その拡充するのか、現状維持なのか、縮小または廃止するのかということになります。そして、新規事業につきましては、採択するのか不採択なのかという評価をしております。

フィードバックはどのようにということですが、庁舎内のグループウェアを使って、全ての評価結果については全職員で共有をしているところでございます。いろんな、例えば予算の査定であるとか、いろんなときに参考資料として活用をさせていただいているところでございます。

○議員（蓑原 敏朗君） もう3つの評価点を設けて評価されており、次の新年度の事業なり事業推進に役立てられているということでしたけど、ちょっと一つ、ちょっと思いついたものからです。

町長。以前、機関委任事務というのがございましたよね。今はもうそれは廃止されておりますけど、その後、町の自由度は増したと考えられますか。あまり変わってないよなあ、と。まあ感覚的なもので結構です。

○町長（日高 昭彦君） 以前をそんなにこう知っているわけではないですが、私の肌感覚で言わせていただくなら、やっぱり地方に対しての自由度というのは増しております。

しかしながら、現状として、やはり同一横並びであるはずの国・県・市町村がですね、やはり、過去のいろんな、風習というんですかね、そういうものがあるのも事実であると認識しております。

○議員（蓑原 敏朗君） 予定外の質問でしたので、すみません。

ただ、町長。進んでいるのか進んでないのか。まあ部分的には進んでいて、変わってない部分もあるということで、よく分かりませんでしたけど。

町長。前回の平成27年9月の質問、先ほど進捗状況のことはの質問なんですけど、そのとき町長は、事務事業評価制度を前年度から取り組んでいる、という御説明でした。その中身については触れなかったんですけど、そのことが先ほどおっしゃった事務事業評価のことなんでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） 詳細については、担当課長に答弁させます。

○総務課長（大山 幸男君） 蓑原議員の御質問にお答えをいたします。

27年にあの御質問を頂いておりますが、26年度にですね、一部の事務事業で施行を始めまして、平成29年度から事務事業評価を本格実施しているところでございます。

以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） すいません。3つの点を主眼にとおっしゃいましたけど、もう一遍、その3つの点、ゆっくり、お教えいただけませんか。

○総務課長（大山 幸男君） 再度、蓑原議員の御質問にお答えいたします。

「必要性」ということで、町の役割として妥当かということ等ですね。それと「有効性」、上位事業への貢献度等の検討。それと「効率性」ということで、費用対効果、類似の事業がないとかですね、阻害要因等がないとか。そういう3つの観点から評価をしております。以上です。

○議員（荻原 敏朗君） 評価するに当たっては、狙いというんですか、目的がないと、まあ、意味がないし評価もできないと思うんですけど、どちらかというんですよね。目的というのは、その事業を起こしたときの目的、それが一番の目的だろうと思うんです。それに沿っておるかどうかが、評価基準なのかなと。まあ、何ですか、感覚的な物言いをすれば、住民の満足度がどのくらい達成されているのかというのが事業評価の中に、上のほうに持ってくるべきじゃないかなと思うんですよね、と評価をすることによって、まあ、「副作用」とは言わんですわね、サイド・エフェクト、2次的な効果が出てくると思うんです。

例えば、さっきおっしゃった、行政の効率化と、どのくらい成果が上がっているとか、行財政改革にも役立つでしょうし、それをやることによって、職員さんたちの企画力アップにも、次の事業、同じ事業じゃなくてもつながるでしょうし、PDCAを習慣化することになるでしょうし、また改善点や意識改革になるでしょうし、昨今のいろんな事業について、何ですかね、注文がつくことが、事後検証を求められることが住民からあるかと思うんですけど、そういった説明責任にも役立つでしょうし。

ところで、前回、事業ごとにペーパー化しておくことはどうでしょうかということをお聞きしましたが、ペーパー化か何か、されているんでしょうか、評価については。

○総務課長（大山 幸男君） 御質問にお答えいたします。

様式を作成しております、それに基づいて記入をしておるものでございます。

以上です。

○議員（荻原 敏朗君） それは大変大切に、いいことだと思うんです。ペーパー化しておくことによって、異動があっても次の人がある程度把握できるでしょうし、先ほど言いました住民から事後にいろんなことを尋ねられても、その説明に役立つでしょうしね。そういうことはいいことだと思いますので、それは、ぜひ、続けていただきたいと思います。

そこで二、三、事業評価——「よい」、「悪い」じゃないですよ。「よい」「悪い」を聞こうとは思っていませんし、どんな方法でこうやられたのかというのを二、三、尋ねてみたいと思います。

まず、高校生通学について今度、月5,000円だったのを3,000円にされております。どんな経緯で、どういう評価で、こうされたんでしょうか。

○総務課長（大山 幸男君） ただいまの御質問にお答えいたします。

高等学校等就学支援給付金の件なんですけれども、これは、人口対策、人口減対策事業の中での事業でありまして、移住・定住対策等はですね、就学支援事業は費用対効果に大きな課題があり、廃止が適当ということで評価をしております。また、子ども・子育て支援の教

育関連の事業としては、再考の余地があるというふうに評価されております。以上です。

○議員（養原 敏朗君） 何度も言いましたように、「いい」「悪い」をここで議論するつもりは全くありません。先ほど3点の評価基準を設けられて、その上で、縮小するのが適当という判断をされたという理解でよろしいのでしょうか。——はい。

じゃあ、ついでに、町、いろんな事業をやられていますけど、私の耳にはですね、昨年やられた地元産品の送付する支援事業とカリフォルニア事業、これはかなり評価が高く、私の耳には聞こえてきております。現に予算が足りないというような状況も伺っておりますけど、これ今度補正、先日の臨時議会で補正で上げられましたんですけど、なぜ、新年度からという選択はなかったものなんでしょうか。

○総務課長（大山 幸男君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず、特産品送料助成金の件なんですけれども、こちらは新型コロナウイルス感染症に伴う臨時的な経済対策事業ということで、評価の対象とはしていないところでございます。

それと、住宅リフォーム助成金は、一般的に補助期間3年としてですね、経過を見ているわけですが、経済効果として一定の役割を果たしてきたものとする、特に特定の業種に限られているものであり、経済対策としても、今後は改善を要するものとするということで、廃止ということで決定しております。以上です。

○議員（養原 敏朗君） 地元産品は評価の対象じゃなかったということですけど、まあ臨時的なものであれ、何であれ、ああ、やはりいいことであればそれを契機に、何かの補助事業を契機に始めた事業であっても、いい結果が出るのであれば、おお、これ幸いと。また続けようという評価もあってしかるべきかなという気はしております。

それと、補助基準に3年というのは、これは国が当初決めているわけですけど、国は、そういうことを言いながら名前を変えて、もうずっとやっている。例えば転作なんて、その典型ですよ。もう名前を変えて、3年ごとに名前を変えてずっとやっております。これはいたし方ないのかもしれませんが、いい事業なら、何も3年、町民の福祉向上、住民に喜ばれるものなら何も3年ということは、縛られることはないんじゃないんでしょうかね。すいません。

事業評価の中で民間委託等がよく出てくるようですけど、民間委託、もちろん、100%、私、否定はしません。いいこともあるんだろうと思います。ただ、一概に否定はしませんけど、民間に委託したらですね、そのコストに見合う効果、成果がなければ意味がないと。自前でやったほうがいいと思うんですよ。自前でやることによって、課題とか問題点も分かる場合があるでしょうし。仮に、民間にやらせても、民間が間違った場合でも最終責任は行政にももちろん来るわけですけど、その辺は、考えた上で、民間委託という手法は事務事業の中で評価されるべきじゃないんでしょうか。町長、どうお考えですか。

○町長（日高 昭彦君） 民間委託であろうが自前でやろうが、大事なことは、住民のためになっているかということですので、その視点はですね、しっかりと外さないようにやっ

ていきたいと考えております。

○議員（蓑原 敏朗君） 住民あつての行政ということですから、よろしくお願ひします。

それと、先ほど5,000円を3,000円にされたこともちょっとおっしゃいましたけど、逆に、やめるというんですか、場合によってはですよ。いいことは続けていいと思うんですけど、アウトになる基準って、やめる基準というのもやっぱりつくつとかと、やめにくいということがあつて思うんですよね。これが前例踏襲につながらないと思うんですけど、一度始めると次の人はやめるのはなかなか厳しい側面があるんですけど、アウト、やめるという基準もやっぱり、何かつくつとくべきじゃないんでしょうか。

○総務課長（大山 幸男君） 評価の方法としては、各担当課で評価書を、評価書を作成いたしまして、継続事業については1次評価まで行うんですけども、総務課によるヒアリングを実施しまして、記載の内容の不備、指標の適正化等の確認を行ひまして、最終的には、総務課が評価を作成し、副町長の決裁をもつて最終評価とするわけですけども、担当課のほうでですね、方向性というのは出してくるので、その辺を、方向性を、そのままいいますか、大事にしているところでござひます。以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） 皆さんはそうではないと思ひますけど、私の反省ですけど、まあ、前のおりしておけば楽なんですよ。ただ、やめるという基準もある程度つくつておつたほうが、次の人もやめやすいと。やめやすいということだけは申し上げておきます。

理科みたいに実験でできないから、なかなか行政事務というのは難しいんですけど。私の記憶では、光合成の実験つて小学校のとき、やつた記憶があるんですけど、葉っぱに銀紙みたいなものつけて、日が当たらんようにして、そこだけ後でヨウ素か何かつけたら光合成できたところ色が変つていくという。

だから、やめたらどうなるか、その辺を判断していけば、判断基準等が出てくると思うんですよ。それは、町長なり職員が試されているんだと思ひます。先ほどちょっと言ひましたけど、住民の満足度を把握することが、行政でしょうからね。行政と住民の距離を確かめるためにも、十分なことだと思ひます。行政、地方自治体の目的の、目的というか、「存在意義」は地方自治法にもありますように、住民福祉の向上が唯一、もう唯一ですね、唯一目指す到達点ですから、そこがぶれないように、評価に当たつても、よろしくお願ひします。何ぼいいことでも、それがそういう結果になれば本末転倒でありますので、評価に値しないと思ひます。

町長。何かあればお伺ひします。

○町長（日高 昭彦君） 今言われたとおりですね、住民福祉の向上が最終目的であるのはもう間違いないこととござひます。

この事業評価については、副町長が最終責任ということになっておりますので、副町長のほうにもまた別の答弁をさせます。

○副町長（押川 義光君） 蓑原議員の御質問にお答ひいたします。

最終的に私のところで決裁という、システムにはなっております。

議員おっしゃいましたとおり、やはり、根本的なところは何かというのをやはり一番大事にしたいと考えております。その根本はやはり、おっしゃるとおり、住民が満足しているかどうか。

ただ、そこの住民満足度をですね、どのような形で図るか。把握するか。そこがなかなか難しい問題。ハード面であればかなり、簡単な部分はあるのかもしれませんが、ソフト面になると特に難しい分があるというふうに判断しております。

ただ、先ほどからありますとおり、その把握に努めながら、やめるべきものは、ある程度の指標をですね、きちんとつくった上で、数値で評価できる部分は数値を当然求めますけれども、そうでない部分については、ソフト面というのは特に難しいので、いろんな面で、アンテナを張りながら、把握に努めたいというふうに思っております。それを基に、やはり取捨選択してまいりたいと考えております。

根本はやはり、議員おっしゃるとおり、住民満足度が一番であります。

以上でございます。

○議員（荻原 敏朗君） おっしゃるとおりだと思います。住民の満足度把握は難しいことだとは思いますが。簡単で、私が口で言うふうに簡単だとは思いませんけど、ただ、おっしゃったように、アンテナを高くしたり、住民と頻繁に接触することによって、それはある程度改善できるんじゃないかと思えます。ぜひ、御努力、お願いいたします。

次に、円安対策についてお尋ねします。

先ほど同僚議員からもちょっとありましたけど、現在、物価高騰等の懸念から、各国は金利を上げようとしております。でも、なぜか、我が国の日銀では、相も変わらず、低金利政策を維持し、昨日なんかはテレビに出て言ってましたけど、日銀総裁は、今の物価高騰は家計では認識されていると。私の家では認識してないつもりなんですけど、対ドルやユーロではですね、異常な円安となっております。かつては、まあ御存じでしょうけど、1ドル80円、80円を切ったこともあるわけです。70円台だったこともあります。今は130円、あちこちです。本当信じられないくらいです。

円安要因には、アベノミクスの3本柱の1つである金融緩和措置があったんだろうと思いますが、これは国の政策で、円対策について町長に意見を求めるものではありません。

私が懸念、心配するのは、特に川南町の基幹産業である農業あるいは漁業に欠かせない燃料や飼料、資材、餌等が高騰してですね、生産活動に影響を受けているのではということなんです。また、受けるんじゃないかということをお心配しているわけです。現に、多少なりとも影響は受けているように聞いております。

病气やけがの対策には予防、準備が必要です。同様に、あらかじめ、この円安対策については検討すべきではないかと考えておるところです。何か現に対策、研究を講じられているでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの蓑原議員の御質問にお答えしたいと思います。

ぜひ対策をとということであったんですが、先ほど中津議員の一般質問の中にもございましたように、粗飼料の生産を量を増やすということと、あと濃厚飼料に代わる飼料用米の生産を増やすということなどですね。あと、燃料対策に関しては、セーフティーネットの加入を促進するなどの対策は行っておるところでございます。以上でございます。

○議員（蓑原 敏朗君） セーフティーネットへの加入というのは、具体的にはどういうことなんでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

セーフティーネットの事業ということなんですが、こちらは、計画的に省エネルギー対策に取り組む産地を対象に、農業者と国が1対1で積立てを行い、燃料価格の上昇に応じて補填金を交付する仕組みでございます。

積立金に関しては、掛け捨てではなく、利用がなければ全額返還する仕組みとなっております、JAと一緒にですね、加入促進を図っているところでございます。以上でございます。

○議員（蓑原 敏朗君） 昨日かおとといのニュースで、県は今度、この高物価対策に補正を組むというような報道がありました。何か町営のアクションとか波及、情報は入っていますか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

私もそれを報道で確認したんですが、まだ具体的なアクション等はですね、こちらには来ておりません。以上でございます。

○議員（蓑原 敏朗君） アンテナ高く、県の動向を先取りして、準備、対策をお願いいたします。町長は、郡の町村長会の会長もされております。予防活動等も、ぜひリーダーシップを発揮されて、お願いしたいと思います。

国は、ガソリンについては石油元売各社に補助金を出すとかしていますけど、まあ、小麦粉とか、ほかのいろんなものも上がっているんですね。うちの家内は趣味でパンを焼きますけど、僕に言われても困るんですけど、小麦粉が上がった、上がった、いうて嘆いております。いろいろ、例えば、だから、今、既にやられているでしょうけど、ハウスの二重化とか共同作業化とか、先ほど課長おっしゃいました粗飼料対策とか飼料対策とか、先ほど同僚議員がありましたけど畜産農家と子牛農家の連携とかですね、国も食料安保の中で「みどりの食料システム戦略」というのをさらに進めるようなことを言っていますので、ぜひ、お願いします。

ところで、時々、スマート農業を進めますと言われますけど、どんな形を、完成形を考えていらっしゃるんでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

スマート農業といいますと、ロボット技術と情報通信技術を活用して、労働時間の短縮、あと手作業を機械化するという省力化ですね、そういったことで農産物の生産量や品質の向上を目指すことだと認識しております。

ただし、幾ら省力化が図れたといってもですね、大型機械を導入して、それで支払いに追われて経営が安定しないということであっては、農業が魅力ある産業として持続可能なものになっていかないというふうに考えております。

「完成形を」ということだったんですが、現在本町で取り組んでおりますのは、まず基本的な部分ですね、農地の集積、省力化を図るための農地の集積です。あと、高額といえは高額なんですが、ハウスの環境制御装置等によって基本的な生産技術の向上を図って高品質生産をすることを、今現在、進めているところでございます。以上でございます。

○議員（養原 敏朗君） まあ、僕も「スマート」というと機械化とか省力化に何か目を奪われがちですけど、町長は英語をかなり堪能だと私は思っているんですけど、「スマート」の本来の意味は、「賢い」とか、そういう意味じゃなくて、臨機応変な対応をできる能力、英語でいう「クレバー」とか「ワイズ」とかはちょっと違うわけですね。だから、「スマート」、臨機応変な対応をできるような農業のことだろうと思うんです。もちろん、機械導入することを否定はしませんけど、機械導入して事業が圧迫されてはどうにもなりませんので。

ところで、町長。どうしても今日聞いておきたかったんですけど、国は、食料安保の中——すみません、自民党の農林部会ですね——の中で食料安保の方針を出しております。先ほど同僚議員が言いましたけど、海外依存度の高い小麦粉、大豆、トウモロコシについて、国内で地方自治体と連携してもっとやるように、補助金をつけるようにとか、提言しております。川南町で、町長、小麦粉とかそういった産物の拡大は、不可能なものなのでしょうか。町長は農業技術の専門家だと、私は理解しておりますけど。

○町長（日高 昭彦君） いろんな意味でですね、本当に国内の農業を見直す、国内生産を上げるという方向では、国は動き出しております。今議員がおっしゃるとおりでございます。

小麦に関して言えば、私の考えるとしては2つ問題点があると認識しております。それは、水稻等の作期が重なっていると。と、収穫期に雨が多ということで、川南町においてはですね、これまでもチャレンジした経緯はあったようでございますが、なかなか広がらなかった要因はそこにあるかなと思っております。

しかしながら、これからいろんな可能性が出てきます。気候変動も来てきますので、やはり、過去にそうだったということ参考をしながら、未来に向かってはですね、その都度、やはり検証、可能性については検討するべきだと思っております。

○議員（養原 敏朗君） 農業については後で同僚議員も質問されるようですから、このくらいにしておきますけど、県内で一番の小麦粉の生産地は新富町だそうです。これは二

ユースで見ただけですけどね。で、県内に製粉工場がないんだそうです、新富町にちょっとお聞きしたら。熊本にも運ぶんだそうです。万が一、川南町が一大生産地にでもなればですよ。うまくいけば川南に製粉工場を誘致できるぐらいの夢を持って、ぜひ、夢が夢で終わらないような取組をお願いしておきたいと思います。

肥料についても、先ほど同僚議員の質問で、いかに国外に依存しているかちゅうのが分かりましたけど、農業、第一次産業を取り巻く環境は、円安でいい結果はないと思うんです。ぜひ今から対策を、いろんなことを考慮頂きたいと思います。

3点目に、質問をいたします。経済、経済循環活動についてお尋ねします。

限られたお金を町内で循環させることは重要なことですし、各自治体、ほかの自治体も「地域活性化」とかいろんな名前で町外から金を落とさないで域内に落としましょうということに躍起になっているわけです。

川南町では、どんなことをやられているんでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

町内でどういうことをされているかということなんですが、まず、地域通貨ですね。地域通貨「トロン」が今、町内で循環しております。あれが、まず一つ。

あと、先ほどもちょっと出ましたけど、リフォーム助成事業ですね。リフォーム助成事業については町内事業者を対象にしておりますので、こちらも一つの策かと思っております。

あと、送料助成事業ですね。それも一つでございます。

あともう一つあるのが、昨年度年度末に、商工会と一緒にやりまして、歳末大売出しをやっております。これに関しても、事業者が町内でももちろんお金を落とすということと、事業者自体がお客さん呼び込む努力をするということの2つをやって、好評を得たと認識しております。以上でございます。

○議員（養原 敏朗君） 努力されているところは若干うかがえました。

域内循環するためにはですよ、まず、その町内のお金がどうなっているかちゅうのを知ることが必要だと思うんです。そして、その上で、出ていくお金を少なくする。域外にですよ。そして域外から町内に持ってくるということをやられたらいいと思うんですけど、その動向等は、調査、把握等はされていますでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

調査をしているかっていうことでありますと、それについての調査は、しておりません。

ただ、川南町はですね、第一次産業、農産品の生産が多いということで、今議員の言われたように、町内で取れたものを町外に売って、それが資金となって町内で循環するというふうに認識しておりますので、もう今後も、町内の事業者の活性化を進める策を考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議員（養原 敏朗君） 今後も町内業者育成して町内でのお金の生み出しをやっていきたいということですけど、まあそれも一つでしょうけど、今後どのような手を打たれるおつ

もりか、何か、形にはなっていないけれども、あればお伺いします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

まあ形にはなっていないって、なっていないかもしれませんが、例えば、町内で生産される農畜産物等を利用した企業を誘致するという事で、農畜産物の生産者は、その企業に、自分のところで生産されたものを提供してですね、企業はそこで生産したものを町外に売るということで外貨を獲得すると。その利益が町内で雇用された人に配分されるといった、域内の経済循環ができるようなですね、企業誘致等にも力を入れていきたいと思っております。以上でございます。

○議員（蓑原 敏朗君） ぜひ、今、意気込みをお聞きしましたけど、それをぜひ実行していただきたいと思えます。この議会で終わるだけでなくですね、ぜひ、実行して。できなかったからちゅうて、どうこう言うつもりはありません。努力をしないのが一番つまらないと思えますので、ぜひ、お願いします。

先ほどリフォーム事業のことをおっしゃいましたけど、私、もう過去のことで、ちょっと……、どうかと思うんですけど、川南別館、西別館ですよ——については現在、リースで利用しております。建設を、業者さんが建てて、それをリースで利用して、金を払いながら住民は利用しているわけですけど、これなんか、先ほどのリフォーム事業と若干相反するような気がするんですよ。ええ、ううん……、何で町内業者に、させないのかと。

まあ、委員会ではお尋ねしました。そうすると、持ち物は相手の、10年間のリース期間が終わるまでは相手のものだから、補修が必要になった場合、相手が修理してくれるから有利なんですよという御説明でした。

ただ、普通のおうちですよ、普通の住宅等を考えた場合、私素人ですけど、10年うちに何か事故でもない限り、そんな補修なんか出てくるのかなと、思うんですけど、どうでしょうか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 議員のおっしゃられるとおりですね、10年間で補修がどのくらい必要になるかという、そんな……、多額になるとは考えておりません。

西別館の整備につきましては、プロポーザル方式ということで、業者からの提案を受けた上でですね、実施しておるところです。以上です。

○議員（蓑原 敏朗君） ただ、残念であり、私自身の不満が残るのは、片っ方では町内業者になるべくやらせましようよという部分があるのに、一方では、町外業者に、お金を持っていかれるような手法を取られるのちゅうのが、なかなか……、理解し難いという気がするわけです。また、同じように、町内の防犯灯管理です。これは債務負担行為か何かで出てきたとも思うんですけど、業者さんを私たちに知る由はなかったんですけど、後で見たら、やっぱり、その西別館を造ったと同じ業者さんが受けていらっしやいます。それを見たから、私は担当課に行って、なぜここにすると言ったら、町内業者は小さいからちょっとなかなか一社で受けるのは厳しいんですよということでした。じゃあ、JVを組むなり、組合を

つくらせたら、いかがだったのとお聞きしましたら、そこには考えが至らなかったということなんですけど、もう少し町内にお金を落とす御努力は、配慮はすべきだったんじゃないんでしょうか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 先ほども申し上げましたとおりですね、町民サービスを一番に考えたときに、その方式がいいということで、実施しております。

町内業者のJ Vを組ませたらというのはちょっと、私のほうでやるのはどうかなという気もしておりますので……、もちろん、相談が町内業者からあればですね、こういった方式があるんじゃないですかという提案はできるかと思うんですけども、今回の場合そういったものがなかったということで、御理解頂けるとありがたいと思います。

○議員（養原 敏朗君） この件だけにこだわるつもりはありませんけど、入札等する場合は、J Vを組むのは、発注側が指示するんですよ。A者グループ、B者グループ、地元グループとか、これで組みなさいって。発注側、いわば行政が、するんです。勝手に組むんじゃないんですよ、J V組むのは。

それと、私が言いたかったのはですね、もうちょっと町内に金を落とすような配慮をすべきだったんじゃないんでしょうかということをお願いしたいわけです。

これは町長にお願いに当たると思うんですけど、もちろん、行政、川南町役場はそうですけど、影響力のある団体がありますよね。もちろん強制はできませんよ。補助金を出しているとか、いろんな、付き合いがあるとかですね。いろんな品物の購入についてはなるべく町内でやってくださいよ程度ちゅうことのお願いは、町長としてされても、いいんじゃないでしょう。いかがでしょうか。強制はできないちゅうことは、前提です。

○町長（日高 昭彦君） 担当も答えたように、町内でできることは、当然、可能性を最大限使うということは当たり前だと考えております。

○議員（養原 敏朗君） 折に触れて、そのお願いをされるお考えは、ございませんか。

○町長（日高 昭彦君） 答弁したとおり、可能なことは全てその方向で進めているつもりでございます。

○議員（養原 敏朗君） 私も、強制できないことはもう百も承知です。だから、朝から晩まで、町内、町内と町長に言って回ってほしいというつもりもありません。まあ、折に触れて、そんな機会があればですね、ぜひ、お願いしたいと思います。いろんなものを買ったり発注する場合、町内業者さんと町外販売業者さんとの間にもうすごい金額の差とかあれば別ですけど、まあ許容範囲もあるでしょうけど、可能であれば、町内業者に発注なり注文をしていただきたいと思います。

地域内経済循環が完成できてこそですね、本町の、本町での地方創生事業は一步前進するんだらうと思います。少しでも町外からお金を呼び込み、可能な限り流出を防ぐという手だてを講じるべきではないかと考えます。そのことが取りも直さず人口減少に歯止めをかけ、いつも言っていますが、持続可能、サステナブルな町につながるかと考えます。

政策には、負っている事業、問題点、課題ですね、を対応するものと、これから起こり得るであろう予測できるものを予測しての対策が必要と考えます。先ほど円安対応でも申し上げましたが、先を見越す、言い換えるなら「先取り」の政策も重要かと思います。

今でもアメリカの35代大統領ケネディさんは人気が高いそうですが、彼の演説の中に、「屋根の修理はお日様が照っているときにやりなさい」というようなのがあるのを読んだことがあります。ぜひ、状況をしっかりした上で、先を見据えた政策を進められることを期待します。

何かあれば、町長、伺って、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○町長（日高 昭彦君） 先ほども申したつもりでございますが、先を見越すというのは当然であると思いますので、これからはしっかりと心がけていきたいと思います。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午前11時02分休憩

.....
午前11時12分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、竹本修君に発言を許します。

○議員（竹本 修君） 一般質問通告書に従い、災害に強いまちづくりのためについて2点、人口減少に伴う農地の管理について、2点について、それぞれの細部については質問席からさせていただきたいと思います。

まず、町長に伺います。本町における一番困る災害は何でしょうかね。困らない災害はないと思いますが、最低これだけは対応したほうがよいと思われることをお聞きしたいと思います。

川南町は全体的に地震、津波等の災害に強い高台にあり、また、河川についても小さく、道路、橋等の大きな施設がないので、日常的な点検に対応されているように思われます。

私は何が川南町の弱点であるのか考えてみましたら、私たちに一番身近な上水道、つまり飲料水の確保です。川南町の上水道は設置されて50年以上経過し、古い管の布設替えもできていない箇所もあるように伺っております。

町長、仮に震度5の地震でも発生したら、管の破損も考えられます。また、他の災害、住居、道路等、これらは災害時の四季、時間帯で全く対応の方法は違ってくるものと思われると思います。そこで、私たちが生活することにおいて最も必要なことは飲料水であると思います。

令和2年度から川南町の上水道区域は営農飲雑用水事業特別会計に編入され、区域も拡大されました。この区域は、町の高台である西にあります。これらを考慮し、災害時の川南町全体の飲料水の確保を考えてみてはどうでしょうか。

私は、上水道区域外の地域において、地域の皆さんと簡易水道を設置し、活用しておりますが、昨年の夏、大水により水源地が溢水し、10日間、20戸の給水はできませんでした。飲む水がないのがこんなに不便とは思ったことは一度もありません。給水に関して、毎日当番で、消防団、町職員で対応されました。改めて、私たち地域の災害に対応していただいた方々に感謝をこの場で申し上げます。そのようなことを経験し、いかに日常における飲料水が大事であるか、改めて感じました。

災害に強い川南をつくるべく、10月にオープンされる総合福祉センターに災害時の飲料水確保を考えてみてはどうでしょうか。

あとは質問席から行います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

冒頭に、一番困る災害は何かという、議員が言われたとおり、災害というのは来ないほうがいいわけで、基本的にやはり災害で最も困るとするのは、日常生活、これまでの当たり前ができなくなることだと思います。ということは、ライフラインの堅持が一番であると思いますが、その中で、議員が言われる飲料水というのは本当に大事なもので、水がなければ人間どのくらい生きるかというのは想像すればすぐ分かることだと思います。

本町は台地にありますので、水害とかそういうのに関しては幾分それは安全であるという自負は持っておりますが、その中で、水道に関しては平成27年に上下水道事業業務継続計画、俗に言う上下水道BCPと呼んでおりますが、それを策定いたしまして毎年改訂を行っているところでございます。

災害が起こったとき、地震等で管の破損等でございますが、じゃあどうするかということでございますが、そのときには、まず、川南町管工事協同組合と町内に本支店を有する業者と提携して、災害時の緊急対策の業務をやっていただくように依頼をしているところでございます。

また、耐震性のある管、今現在もやっておりますが、順次、耐震性のある高い管へ更新を進めて、災害には常日頃から備えてまいりたいと考えております。

○議員（竹本 修君） 先ほどの町長の答弁によりますと、本町における一番身近な災害とはやっぱり生活用水だろうと、そういう認識でいいわけですね。その認識に立ちまして、これから質問をさせていただきたいと思っております。

今、上水道給水戸数6,600戸ということでございまして、もうほとんどの川南町は該当するという形になるかと思っております。先ほど言いましたけど、簡易水道は私が思うには4か所ぐらいですか、約100戸ぐらいあるというふうに思いますが、やはりこの町の15千人の中の町としては、かなりの面積を上水道が占めているのは、やっぱり高台というか、そういった形のあれかなというように気がしております。その代わり、上水道に関しましては、県内においてもトップクラスの単価というような感じがしております。維持管理が特に給水事業でなされております距離が長いものですから、やっぱりそういった形にはなるかと思っております。

そして、一日に6,189m³ですか、そういったことの使用がございませう。それらは先ほど言いました地震等で止まると一目困ってくる。生活に困ってくると。そういうことで、どのくらいの地震等で被害が考えられているのか。ちょっと入り口として教えていただきたいと思ひます。

○環境水道課長（日高 裕嗣君） どのくらいの地震の被害想定をとひうこととでございませうが、南海トラフの被害想定で考えませうと、被災直後は100%断水、被災1週間後で87%、被災1か月後で37%の断水を想定しておひませう。以上です。

○議員（竹本 修君） 南海トラフの話が出ましたけど、先ほど言ひましたように、震度5強になりますと、私は被害が出てくるというふうと思ひませう。5弱では今まで目に見えなひところはどうか分かりませうけど、5強によりませうとそういった形があるんじゃないかという気はしておひませう。先ほど言ひましたように、古い管も布設替えが終わってないところもございませうので、そういうことを考えていった場合には、かなりのパーセントがそういう状況が出てくるんじゃないかというふうな気がしておひませう。

この被害につきませうは、他の被害、先ほど言ひました道路、電気等がその時間帯、四季等によって違ひてきますので、震度5強でもいろんな形のパーセントが高いだろうというふうと思ひませう。そういうことを考えていった場合に、いろんな形で考えていかなければいけなひなというふうと思ひてはおひませうが、先ほど町長のほうですか、管組合とのそういった日頃の接触をやってひく必要性も言ひましたけど、私も環境水道課におきませうして2年ほど勉強させていただけましたけど、確かに管組合とひいませうか、そういった組合との話、日常の当番制からのいろんな管理は必要だろうというふうと思ひておひませう。そういうことで綿密にやっておられるのが非常にいいんじゃないかというふうな気がしておひませう。

それと、あわせて、自分のところの先ほど言ひました簡易水道で10日間お世話になりましたということを言ひましたけど、やってみて、やってみてというか、被害に遭って考えたのは、やっぱりそれぞれの個々の違ひがありますね。もちろん、年配者、若い者、それから学校生徒がひるところとか、全然反応が違ひわけです。そして、全体的に見るのが、今、給湯とひいませうして、それこそ湯沸かし器、去年のそういうことがございませう。そういうことも含めて、やっぱり被害というものは考えられます。2人ですかね、汚れ水じゃないけど、そういう汚水的な、逆流して発生したということで、そういう機械というか、湯沸かし関係も入れ替えたという話も聞ひておひませう。そういうことも含めて、被害がどうひうふうな発生をするか分からないということもございませう。そういうこともあるというふうには本当丁寧にはやっていただきたいというふうと思ひませう。

先ほども言ひましたけど、令和2年度水道会計に編入されておひませう。その今までの上水道の関係と今のままで2年間、何もそこの考え方はなひような気がするんですが、これから事業を考えておられるのかちょっとお伺ひしたいというふうと思ひませう。

○環境水道課長（日高 裕嗣君） 簡易水道と上水道を直結して災害時に備えてはどうか

という御提案というふうには受け止めております。

まず、掛迫の営農飲雑用水の施設でございますが、こちらは建設した際に水源や配水管路を上水道と統合は行わないということを地元と確約があるというふうには伺っておりますので、これらを接続するとなりますと、まずは地元の同意というのが必要になってくるのではないかとというふうには考えております。

また、もともと少数世帯で使用している施設でございますので、原水の水量が上水道のほうに回すのには厳しいのではないかとということもございまして、今、現時点で簡易水道と上水道の接続は検討はしておりません。

また、浄水場が被災した場合、飲料水としての使用ができなくなりますので、災害時の飲料水供給につきましては、給水車ですとか給水タンクによる応急給水で対応する考えでございます。

また、川南町の地域防災計画におきましても、近隣市町村からの給水車等による給水、給水タンク設置による被災者の適時給水を受けられるよう配慮することとされておりますので、災害時の飲料水確保につきましては給水車・給水タンクによる対応をいたしたいと考えております。

施設の接続は今のところ検討しておりませんと申したところではございますが、逆に掛迫のほうは水量的に厳しくなる可能性もありますし、逆に上水から調達する必要性も出てくるかもしれませんので、今後の状況を見ながらその辺りは検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議員（竹本 修君） 今、水源地は上水道におきましては6か所ですか、今度編入の2か所を加えて6か所のはずでございます。これを全部見ていった場合に、県道よりも大方西にあらうかと思えます。そういうことを考えていった場合に、先ほどから言いますように、高低差があれば自然流で流れていくわけです。しかし、災害時におきまして、あとは道路の問題とか、それと電気、明るさ、作業がしにくい、そういうことをずっと考えていった場合に、一番安上がりで配管施設じゃないけど、いろんな形で対応できる、飲料水は。もちろん、先ほどタンクを言われましたけど、道路がよいことが条件です。そういうことを考えていった場合に、町内にそういった形でする場合には、やはりコップ1つで町まで運べる、そういった形ができないものかなというような気がしております。

飲料水のことでも現地の掛迫の状況を言われましたけど、私もそれは知っていました。しかし、現実的にこれは水利権の問題もいろいろありますけど、実際に利用するためには、やはり全部が毎日毎日利用するわけじゃないんですが、そういった私は対応をしておけば生活がより安全保障されたものになっていくんじゃないかと思うんですけど、課長の答弁にありましたけど、今のところ、そういった計画はございませんということですが、ほかの水源地についてもいろいろあるわけですけど、私が一番魅力があるのはやっぱり高台にやってそのまま流れ出る。そこが一番じゃないかというふうな気がするんですが、そこら辺のところをも

う一回考慮して返答をお願いしたいと思います。

○環境水道課長（日高 裕嗣君） 竹本議員がおっしゃいますとおり、町の水道施設ですけど、大方、国道より西側ということで、また、配水池が高台にありますので、配水池からはもう自然流下という形で配水ができていたような状況でございますので、そういった地の利を生かしてといいますか、そういう形でやることはできないかということでございますが、また今後も管路更新等を進めていく中で、そういったことができないかどうかは検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議員（竹本 修君） ちょっと前向きということでありがとうございます。掛迫、椎原におきましては、やっぱり今の、私はそんなに水が灌漑、どういう施設になるかは別なんですけど、全部を毎日ずっと流しっ放しとかそういうことじゃないんですから、人の要らないそういった形ができないものかということが今一番だと思うんですが、自分たちも10日間の中で思ったのは、1人というか、そういった形はどうにもならないわけです。ただ給水事業だけを考えていっておられるからそういった答えが出てくる。この職員の中で給水事業に携わる人は、私は課以外にはおらないだろうと思います。ほかの災害地に行って。結局、何が言いたいかと。道路でも、それこそ電気でも、いろんな形で発生しているわけですから、そういった場合について誰が運転して、誰が給水の配布をするんだと。消防団やと。そうしたら、消防団も家族があるわけです。そういったことを考えてみますと、やはり一番正確な安いものでやっていく形が一番必要ではないかというふうに思います。

町長じゃないけど、ひとつ考え方を教えていただきたいなというふうに思いますが、町長の思いがそこら辺のどこの形で設置が無理だろうというふうに思っておられるのか、いま一度お願いしたいと思います。

〔発言する者あり〕

○議員（竹本 修君） 水道の飲料水に対しての補給に対して、今はもうそういうことについてはできないという方向で言われましたから、いま一度、町長にその確認をお願いしたいと思います。

○町長（日高 昭彦君） 水道だけに限定すると、過去のいきさつもあるのかもしれませんが、議員が言われるとおり、生きていくために水が必要であるというのは当然なことでありまして、我々は誰のために仕事をしているかということは住民のためでありますので、そこはやっぱり目指す方向は今後とも探せることは探し続けるべきだと考えております。

○議員（竹本 修君） あとのことは私の判断にします。

水道関係で非常に思いましたのは、先ほど言いました掛迫、椎原の2つの営農飲雑用水の組合が合併して、その後、2年間で単年度で5,000千円の一般会計から繰入れしておられるというふうに思います。そういうことを考えていった場合に、何か、何でそれを入れたのかと。私なりに理解するのは、やっぱり維持管理が10,000千円以上いっていたと。そういうものに対しての補助金だろうという、一般会計からのその措置費で入れたのかなというよう

な気がしておるわけですが、こういった裏づけもあるわけですから、やっぱり考えていただきたいなというふうに思います。

それと、あわせて、一つ考えられるのが、今度の報告の中で、報告12号ですか、今度の6月の予算の中で、この中で、新型コロナウイルスに伴い部品の供給が追加できないということで、発電機の納入の繰越明許が出ております。もうそういうことを考えていった場合には、やっぱり日頃から何かぴしゃっとしたものを持っておかないとそういったものに対応できないよと。これが内側にできていなかったから、電気のコンタクトができていませんでしたと。これじゃあ済まんでしょう。いかがですかね。

○町長（日高 昭彦君） いろんな場面で今回部品が調達できないという事案が確かに出ております。しかしながら、議員が言われるとおり、それはもう日頃から備えるべきことであり、間に合うものは現実的には急ぐしかございませんが、これから将来に向かっていろんな備えというのはあらかじめ準備しておくべきだという認識でおります。

○議員（竹本 修君） この件については、いつまでたっても同じことだろうというふうに思いますので、やめます。

先ほど言いますように、やはり会計からの納入もあるわけですから、全体的な6,600戸の方を一時的でもそういった不安に陥れない対策をやっていただきたいというふうに思います。確かに自治会ごとの災害のマニュアル、先ほど言いました私たちも給水に対しては補水袋を配布していただきました。そういった形も即座にできるような形というか、あるわけですから、そういった行動も起こしていただきたいなというふうに思います。営農飲雑用水事業が編入されて、私はどういう改革をされるのかなというふうに思っていました。この件についてはもう前進というか、自分の考え等、そういう意味があるような気がいたしますので、これにはもう申し上げません。

次に、人口減少に伴う農地の管理はということで移らせていただきたいと思います。

これについては、何でこれについて今さらということで、非常に農業後継者が少なくなってきました。先ほどの同僚議員の中でも言われましたけど、やっぱりそういったものが今後管理については非常に難しくなってくるだろうというふうに思いますが、これのことについて、今、私たちはこの前、行政座談会というものを町長のほうで開催されてまして、私も場所場所に行って話をお聞きしてみましたんですが、その帰り際に2名の方が人口減少に伴う農地の管理はどうなっているんだと。こうした人間の管理といいますか、中学校の管理、教育の管理はようお聞きしますけど、農家が減る中において農地の管理はどうですかという言葉を頂きました。私もいつも対応するのにちょっといろいろ疑問といいますか、本当そうだろうなど。農家の人辞めていく場合について、なかなか受皿がないという地域においてやっぱりそういった形がございまして、この前から5月20日に農地関連法が成立しております。それを見ても、今、農地取得は最低で50アールを持ち合わせていないと農地としては買えない。農業していないということですね。しかし、今度、この改革によって、農地

はそういう下限の農地を撤廃して、ゼロでもいいですよという関連法が成立をしております。5月の20日、そして、農業新聞には5月の27日に出しておりますが。ですから、今度取得の手続。ですから、誰でも買えるという話になるわけですね。そういうことも含めて、自分たちも整理をしていかなければいけないというふうに思った。特にこの問2にもう移りますが、固定資産におきまして、相続につきましては、おやじが亡くなった。あと、そういった分配になるということで、その場合はもう全部、先ほど言った50アールとかそういったことはございません。それで、一つは、ゼロの人でもいいと。しかし、これは何を意味するのかというと、誰でも農地が持ったり管理ができるという話になって、ますます私は農地の行く末が心配になるんじゃないかというような気がしております。一番困るのは、今度私はこういった形で、今度の固定資産じゃないけど、そういったものにつきましても、行政において整理、どこまでし切れるのかなということで考えております。ですから、固定資産税等における所有者が死亡した後の相続の指導はどういうふうにされているのか。分かっているだけでも、たしか調査票とかそういうことはないというふうに思うんですが、分かっている部分がありましたらお教えいただきたいと思っております。

○税務課長（大塚 祥一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

増田元総務大臣が主催する所有者不明土地問題研究会によりますと、全国で相続登記及び住所変更登記が未了の所有者不明の土地が増加しており、2016年時点で九州全土の土地を上回る所有者不明の土地があると推計されております。

このような状況の中、国では所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針を策定し、法律等を見直しております。令和6年4月からは、相続登記、住所変更登記の申請が義務化されることとなっております。

本町では、死亡届の情報を基に、届出人等に対し、固定資産の納税義務者となる相続人代表届等の提出と併せまして、相続登記を行うようお願いをしているところであります。また、その他の業務の中で判明した所有者不明の土地についても相続人を調査し、同様の指導、お願いをしているところであります。

議員が御心配されるように、都市部への人口移動や人口減少、高齢化の進展等により、土地所有意識が希薄化し、相続登記等が適切に行われたいケースが増加するものと推測しておりますので、引き続き積極的に相続登記等を行うよう指導等を行っていきたいと考えております。以上です。

○議員（竹本 修君） ありがとうございます。先ほど言われますように、相続の在り方というものがあるわけですけど、これを何で心配するかというのは、土地改良区におきましてもそうなんです。今度、土地改良区につきましては、今朝もあったんですけど、今、川南原の水路が流れておりますが、あの管理もしておるわけです。その人たちの組合の中で負担金を誰が出しているかというとは、維持管理の人たち、相続された人たちです。その人たちによって運営されているわけですが、不明や何だということで非常に多くなりつ

つあるというのをお聞きしております。ですから、少なくとも私が思うに、相続に関してどうか、売買といいますか、そういうことも全部含めて、それが生かされるような管理の仕方、そういったものがないかなというふうに思っています。中でもそういった土地改良区関係がやっぱり心配されますので、そういうことで産業推進課じゃございませんけど、担当者の中でそういった話がないのかちょっと伺いたいと思います。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

土地改良区の管理の賦課金の支払いというのは、農地を耕している耕作者の方が支払うというのが原則になっております。先ほどから議員がおっしゃったとおり、未相続の農地というのも年々増えているような状況になっております。

ただ、農地に関しましては、所有権に基づいてではなく、契約を結んで、利用権を設定してということで耕作ができるようになっております。こちらのほうは、農業経営基盤強化促進法の改正に伴って、相続人の過半数の同意があれば利用権の設定ができるというふうになっております。こちらのほうを利用して、農地に関しては利用権を設定してということで耕作をしていただくようにということで進めているところです。

特に、今、中間管理事業というのが推進されているところです。中間管理事業を活用した利用権の設定におきましては、農地課におきまして、どの方が相続人に当たるのかということも調査をした上で、スムーズに利用権の設定ができるようにということで業務の中でサポートをしているところであります。

ただ、未相続地の根本的な解決にはなりませんので、今後、いろんなことを検討して対策を練っていく必要があると考えております。以上です。

○議員（竹本 修君） いろんなところに影響が出てくるというのは、皆さんも分かっていたというふうに思います。中間の現在の管理面積等も聞きたかったわけですけど、即座にそちらのほうの問題的に当たったということでございます。ですから、最終的にはそうした中間管理、土地利用型の法人化された人たちが管理しやすいようなそういったシステム、そういったものをやっていただきたいなというふうに思います。今、分かっておれば管理面積、将来の見通し等をお願いしたいと思います。

○農地課長（三好 益夫君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、中間管理事業の現状についてちょっと御報告をさせていただきたいと思います。

令和4年5月1日現在における中間管理事業を活用して集積されている農地が561ヘクタールになります。こちらのほうが川南町の耕地面積で割り戻しますと、約17%が農地中間管理事業を活用しているということになっています。

一方、担い手への集積率、農業の担い手の方が使っている農地というのが約60%集積されているような状況になっております。この差があるんですけど、こちらのほうは、中間管理事業以外の契約及び自己所有地の耕作ということで考えられているところです。

議員が御指摘いただいたように、人口減少に伴って農業の担い手も減少しているところで

あります。この対策としては、特に土地利用型の農業の支援というのが必要になってくると考えております。具体的な対策としましては、現在、尾鈴地区でやられています畑地かんがい事業、こちらを活用した営農の推進、それから、農地の集積・集約を進めていって、担い手の方が効率よく農業ができるようにということを進めていく必要があると考えております。

具体的などころなんですけど、畑かんを利用した営農の推進としましては、現在、児湯農林振興局のほうで耕種版インテグレーションとあって、土地利用型の営農の可能性というのを今模索しているところでもあります。具体的には、サトイモの契約栽培、そちらのほうで畑かんを使ってうまくできないかということで、実証に入るという予定になっております。

また、このほかですと、川南町と農業振興における連携協定を締結した双日株式会社さんと畑かんを利用したキウイなどの高収益作物の導入ができないかという検討も今まきに入ったところでもあります。

それから、土地の集約についてですけど、こちらのほうは人・農地プランの話合い、それから、それを一歩進めた農地のシャッフル会議、こちらのほうも少しずつ進めていきたいというふうに考えております。

この分野におきましても、人・農地プランにおける将来的に1筆ごとの地図をつくらないといけないというのが来年度から義務化される予定になっております。この分野につきましても、双日株式会社さんと連携して地図の作成やそういったことができないかというのを模索していきたいというふうに考えております。

また、鳥獣被害が激しい地域にもまだ農地が残っているんですけど、こちらのほうもバイオマスエネルギーとなるハコヤナギの栽培ができないかということで、こちらのほうも計画のほうを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議員（竹本 修君） ありがとうございます。土地利用型の中間管理事業を進めながら推進していきたいということで、特に本町につきましては法人の中間管理事業の中の総まとめとして農業公社の何かがあるというふうに思っております。そして、先ほどお聞きしました561ヘクタールの多分これは倍近く増えているんじゃないかというような気がしております、当時からすると。そういうことも含めて、いかにいい土地は残していきたいということで、先ほど言いました土地改良の関係とか、そういったのを抱き合わせて生かしていただきたいというふうに思っております。

水道の事業につきましてはちょっと意に添わなかった答弁ではございますが、農業の生産法人といいますか、管理人の中間管理事業につきまして精いっぱい頑張ってくださいというふうに思っております。

私の質問は以上2点につきまして質問しましたが、皆さんのこれからの活動を期待して質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。午後の会議は1時からとします。

午前11時55分休憩

午後 1 時00分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、徳弘美津子君に発言を許します。

○議員（徳弘 美津子君） では、生理用品無償配布についてまず質問させていただきます。

令和4年3月定例会での同僚議員の小・中学校での生理用品無償配布について、進展はございますでしょうか。

3月の一般質問で、同僚議員が生理用品の無償配布についての質問で、坂本教育長は学校にアンケートをしたところ、衛生面の問題とそれから人権的配慮の問題があるので今後検討していきたいという回答でありました。

今後は、学校トイレの生理用品の配備については、学校と連携をしながら状況を注視し、判断をしていきたいと言われましたが、現在の進捗状況をお教えてください。

またそのとき、保健室に常備して、対象となる児童生徒が取りに行けば養護教諭が無償配布と言われましたが、対象となる生徒とはどのような生徒なのか伺います。女子児童、生徒全てなのか伺います。

以降の質問については、質問席にてお願いいたします。

○教育長（坂本 幹夫君） ただいまの徳弘議員の御質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染拡大における雇用や就労への影響から、経済的な利用により生理用品を用意することが困難な状態にあるいわゆる生理の貧困から、経済的な問題だけでなく女性の尊厳に関わる問題であることから、公共施設での生理用品の設置並びに無償配布については検討すべき課題であると捉えております。

本県における生理用品の設置につきましては、県立学校で全ての学校のトイレに無償で使用できる生理用品を置くなどの取組が行われようとしております。

本町では、現在小・中学校で保健室に生理用品等を常備しておりまして、困ったときにはいつでも児童生徒に配付できるようにしています。以前からこの方法を実施しておりまして、各学校に調査をかけて何か困ったことはないかとか聞いておりますが、現在は特に問題はないうようでございます。また、生理用品の児童生徒への無償配布につきましては、現在は行っておりません。

このことにつきましては、学校だけの問題ではございませんので、関係各課と連携を図りながら今後進めていく必要はあるかなと捉えているところでございます。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 同じような答弁で、3月のときに教育長は、養護教諭が答え

るにはトイレにはやっぱりトイレットペーパーが常備してあると同じく、貧困家庭だけではなくて誰でも使えるようにしていくべきではないかと考えますという回答を受けましたと言われました。

いつでも使用できる、そういった環境を整えることで子供たちの安心感につながればいいと考えておりますとも言われましたが、先ほど言われましたように、宮崎県では令和3年12月から全ての県立学校のトイレに無償で使える生理用品を置く取組が始められています。

宮崎県教育委員会は昨年の夏、県内の7か所の県立学校で6週間にわたってトイレ内などに誰もが使える生理用品を置く取組を行ったところ、1,500個あまりが利用されました。利用の理由を尋ねるアンケート調査では、持ってくるのを忘れたなど多かった一方、割合は少ないものの生理用品を買うのが困難といった声もあったということです。

これを受けて、36の県立高校をはじめ特別支援学校など全ての県立学校で設置し、保健室に生理用品を用意して生徒から頼まれたら渡すといった方式から、困ったときにほかの人の目を気にせず手に取れるようトイレの個室に置く取組を全校学校で進めていますと書いてあります。

川南町も学校支援として、保健室ではなくトイレ個室に置くことを一日も早く取り組んでいただきたいと考えます。困ったことがないと調査では言われますが、実際はそのトイレ個室にあることでどれだけの子供たちの負担軽減になるかということ早期にやっぱり考えていってほしいと思いますが、いかが思われているでしょうか。

○教育長（坂本 幹夫君） 以前も学校トイレの設置についての養護教諭へのアンケートのことを回答したかと思えますけれども、まず1点として、設置できないかという設問に対しては、ひとつは物理的な場所、湿気の問題とかそういったものがあるということがあって、なかなか今の状況では難しいと答えた養護教諭が多数いました。

もう1点は、実態を把握するためには保健室常備しておきたいというようなこともありました。今後学校の実態に応じて試験的にやってみることも必要かなと思います。

学校だけではなく、公共施設でも生涯学習センター1階で試験的にていうか今やっておりますけれども、昨年のイルミネーションの時期は非常に多く使われていたと。それ以降はゼロということを受けています。

そして、図書館のほうはトイレットペーパーが盗難に遭うというようなこともあってカード方式にしたけれども、今までに1件の利用もなかったというようなこともありまして、設置の問題と貧困の問題はちょっと分けながら考えていかなくちやいけないかなと思っているところがございます。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 実態把握というのはどういう意味の実態把握、学校の実態把握ということは、結局その生理用品を買えないという貧困の実態把握ということでしょうか。

○教育長（坂本 幹夫君） 生理用品を買えないというよりも、困っている子供たちが生理用品を取りにきたりするわけですけども、そういう子供たちの実態把握というような意

味で、今のところ特別にそういった家庭で貧困で困っているということに関しましては、学校を超える範疇になりまして、これは福祉課と連携を図りながらやっていく問題かなと思っています。

また、発達段階に応じて必要である子供たちとそうでない子供たち等々ありまして、学校の設置者である教育委員会は権限移譲を校長にしておりますので、校長にこういう状況は伝えながらも学校の判断でしておるところでございます。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 学校面からこのことを言うていくのはもしかして遠回りなのかなと。2項目めにあります私の質問ですね、生理用品をトイレットペーパーと同じように社会の当たり前のインフラにすることへの取組を自治体としていち早く取り組んでみることは、これが結局生理の貧困ではないという部分でちょっと私もいろいろあるんですが、まず日本の17歳以下の子供の貧困率は、2019年国民生活基礎調査では7人に1人が経済的理由などで生理用品を入手することができない状態、いわゆる生理の貧困が問題視されています。

女性が生涯に生理に係る費用は、ナプキンだけで約40年間で500千円以上と言われます。また、生理専用下着の購入や生理痛、生理不順で薬を購入したり、産婦人科にかかる精神的、費用的リスクもあり、その費用は生理用品も含めると1,000千円にもなると算出されています。

生理用品は、女性の生活にはなくてはならないものです。もったいないからとナプキンを長時間使用すると、外陰炎や膣炎などの病気になるリスク高まるので、こまめな交換が基本です。多少安価な品を探すくらいならできるかもしれませんが、最低限必要な個数を減らすことはできません。

この議場では男性がほとんどなので理解できないかもしれませんが、女性は生理時にナプキンをポーチに忍ばせて職場や出先などでトイレに行くことになり、小中学生においても制服や洋服のポケットに忍ばせてトイレに行くなど、男性にはなかなか理解できない苦勞をしています。御存じですか、女性は月のうち4分の1は憂鬱な気持ちを持ちながら過ごしているんです。

一方で、無償で最近では洗面所に置いている飲食店なども最近は見受けられます。そこで、結局一歩進んでトイレットペーパーと同じように生理用品を各個室に常備される社会を目指すことを取り組んではいけないものでしょうか。

実際にそのような取組をされている自治体があります。大阪泉大津市は、昨年11月から生理の貧困が大きな社会問題となったことを受け、誰もが必要なときに生理用品を使えるようにしようと、市役所や図書館といった公共施設のトイレで生理用品の無料配布を行っています。

これは、市役所1階の女子トイレの個室の中に専用の機械です。これは専用の機械があるんですね。オイテルと、O i T r ていいますが、これはO n e i n T h e r e s t r o o m、個室トイレに1つという意味の言葉のそういう機械ですが、それを設置します。ア

プリを登録してスマホをかざすと、生理用ナプキンが無料で出てくる仕組みです。1回受け取ると2時間は利用できず、1か月の上限は7個です。

これは、各女子トイレの洗面台に置くのではなく個室に常備されていることから、急に生理がきたときにすぐに対応できることも可能です。これは賛同する企業が無音声の動画広告を出し、これを収入源としてナプキンの購入に充てるものです。

これらのタブー視された生理について、SDGsの目標5、ジェンダー平等を実現しようの観点から女性の声を生かして、当たり前の世界をまずは川南から目指してみませんか。そのようなことでこのような質問をさせていただきます。女子職員でプロジェクトをつくり、トイレットペーパーと同じように生理用品が個室に常備される自治体を模索してみたいかがでしょうか。

ここまでの機械がなくても、まずは施設の庁舎内や公民館、公園トイレなどにスポンサー企業や川南町のPRするポスターなどを貼ったり、また町内飲食店やスーパー店舗に対して取り組む事業所に対してナプキンに係る費用の補助を出すなど、そのようなことを広くやってみるものの考え方は、これは町長か財政課か分かりませんが、教育課の一つの問題ではなくて福祉課も関係するかもしれません。そのような世界をまずは川南から目指してみませんか。

先ほどのオイテルという機械は、関東方面でたくさんの公共施設や施設なんか置いてます。その機械がどれくらいするかちょっと私の中で把握できませんが、先ほどいった湿気だとかそういったことには考えられるちゃんと機械だと思っております。

例えば先ほど教育長がドームは事務室に行ってカードをもらってもらって言われましたよね。盗難で言われましたが、私もそのナプキンが無駄に置くことは盗難に結びつくのかな、私もいろいろ人と話すときに、取られたっていいじゃないのって、そんなでいいじゃないと、それぐらい広い心でいましょうやていう人もいます。

それぐらいもう生理に対しての、貧困ではなくて当たり前が当たり前でない、皆さんが知らないかもしれませんがそういうことがこれからの世の中になる、その先駆けとして町が取り組んでいくという取組をいかがでしょうか。どなたでもいいですけども、自分だなと思うところの課長さんはぜひお答え願えますか。町長でもいいですが。

○教育長（坂本 幹夫君） 図書館の盗難ですけれども、これは図書館にもそのまま設置してほしいということでどうですかというお願いをしたんですけども、トイレットペーパーが以前盗難にあっていて、そういうことも防ぐためにもやっぱりカードでやりたいんだということを言われました。

カードでゼロということであつたら、やっぱり恥ずかしくていけないんじゃないかて、もう1回いろいろ考えてみてもらえないかていうような話はしているところでございます。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） だから、文化ホールは委託業者がやっていることなのでそち

らにお任せすることになるので、先に庁舎側から、施設側から、公共施設から先駆けてやる。みんなに取り組んでいただくという取組もあっていいのかと思うんですね。

最初に、もともと生理の貧困ということで小中学校という捉え方をしましたが、私もこれ同僚議員から話を聞いてちょっと調べていくと、今時代の流れですね、SDGsの流れの中で今までの当たり前でないことが当たり前になるということの中で、生理用品がトイレットペーパーで、なぜ男性だけその費用が要らずに女性だけ要るのかという捉え方というものもあるのか知りません。

だからそれが当たり前、普通にですよ普通です。もう普通に川南のどこの施設に行ってもナプキンが置いてあれば、多少は盗難があったとしてもそこはそこの中でやりながらやっていくという構図。

例えば、飲食店だとかスーパーとかたくさん大型店舗もありますが、全ての施設にそのようなものができる自治体というのがもしかねられるのなら、そういった感じでちょっと考えていく方法もあっていいのか。その中で学校としては学校の捉え方、もちろんだから湿気がどうたらこうたら言いますが、それなりのちゃんとしたきちんと容器を作りながらやったっていいと思うんです。

保健室に行かないから云々じゃなくて、当たり前になれば使えと。逆に貧困じゃなくても普通の人が使えるという世の中を目指してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○財政課長（谷 講平君） 徳弘議員の御質問にお答えいたします。

生理用品のトイレの設置につきましては、社会的インフラとして徐々に民間や自治体でも設置の動きがございます。

これまでに生理用品の公共施設、トイレへの設置につきましては3月定例会でも御質問いただきまして、現在社会的にもインフラの1つとして関心が高まりつつある状況でございます。

本町としましても、役場庁舎や10月にオープンいたします総合福祉センターのトイレにも生理用品を設置いたしまして、利用状況等確認しながら町民の皆様に安心していただけるよう環境を整えてまいりたいと思っております。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） はい。ぜひもうすぐ取り組んで、利用状況ではなくて当たり前にするんですよそれを。トイレットペーパーが置いてあるように、当たり前のこととしてやっていきたい、やってほしいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では2番目、延長保育についてです。

川南町立保育所では延長保育料金を徴収していますが、いつから延長保育料金を徴収することになったのか。

私たちの時代には延長保育料というのがなかったので、最近お孫さんを出してるおばあちゃんから聞いたときになるほどと思ってちょっとびっくりしたので、その状況を確認したくてこのような質問いたします。

現在保育所では、申請された保育時間を過ぎると延長保育料を徴収されます。申請された時間でいうのは短時間と標準時間があって、短時間の申請の方はパートとかの関係で8時間以上、だから例えば8時から4時までの勤務の申請をすれば5時以降1時間ですね、1時間で送迎の時間を入れるので、5時1分過ぎたら100円という感じで1人当たり徴収をされると聞きました。

標準時間の場合は、正職とかされてる方は11時間の保育申請をすれば、例えば11時間だったら7時から、ちょっと分かりませんが5時までの定時のときに6時以降になったときには延長保育料取られるということになっております。

なぜそのような、私のことにそのことがなかった時代が延長保育料をとるようになった経緯が分かれば教えてもらえますか。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 平成24年にできました子ども・子育て支援法の施行に伴い、川南町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例を川南町で設置しまして、平成27年4月より延長保育料を徴収しております。

延長保育の時間制限は設定していませんが、保育時間の前後30分から1時間の利用が多いようです。

以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 時代が変わり、子育て支援法により延長保育料を徴収することが可能ということになるんですね。

徴収方法ですが、先ほど課長が言われた特定保育施設の条例の中に、延長保育料金の納期は延長保育を受けた当該月の翌月5日とすると書いてあるんですね。ちょっと私伺ったところ、延長保育1分でも遅れたら徴収されるわけですが、行ったらその場でお金を支払っているという状況があると聞きましたので、そこを現在どのような確認を、だからその都度現金払い。だから3人いれば300円払うていうことをやられてるてことなんですけど間違いなかったのでしょうか。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 現在、利用料金の徴収方法は徳弘議員がおっしゃいましたように1回100円をその場で支払ってもらって、翌月初めに財務会計のほうに納入しているということ、はい。町のほうに翌月初めに納入しております。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） お金が発生することなので、ちょっとやっぱり何ていうかな、どれくらいの金額かというのも分かりませんが、ちょっと危険かなと思いながら、領収を発行するわけでもなかったと聞いてるんですけどもその算出根拠、だからただやみくもに取ってその裏付けをどのようにされてるのでしょうか。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 徳弘議員の質問にお答えいたします。

保育所のほうで預かったときに、子供さんのお名前と金額とを控えておりまして、あとももらったお金については鍵のかかるキャビネットのほうで保管をして、それでお金を町のほうに納入する場合はそこを突き合せをして、それでしております。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） それに対して、裏付け的な領収をするわけではない、私が聞いたところは領収はもらってなかったというけども今どうですかね。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 延長保育料の領収につきましては、今年度4月から発行するようにいたしております。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） ちょっとなかなかその都度、例えば子供によって延長時間が違うわけですよね、申請した時間からくるので。それを保育士さんたちが誰々ちゃんは何時だからというのを全部把握されてるんですね。120名の園児たちに対して、この人は何時この人は何時てのが把握されてるという捉え方で大丈夫ですか。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 例えば中央保育所に関しましては、中央保育所の入所者数が126人です。そのうち標準時間の認定を受けてる人が115人、あと短時間の認定を受けてる子供が11人で、毎月申込みをとっておりますので、その子供さんが短時間なのか標準なのかというのは把握しております。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） その方が標準時間なので、多分6時以降でことなので大体把握してると。こういうことに対して私は、保育士さんの負担がむしろ逆に出てくる、たかだか100円なんですよ。100円ぐらいならいいやと思って遅れていく感覚なのか、私が知ってる人は短時間の保育の方は、その方が5時に迎えに行けないのでお母さんに、おばあちゃんですよ、電話して迎え行って延長になるからと言っておばあちゃんがあわてて5時前に迎えに行くとかやられてるんですね。

だから、延長保育料というのが100円であっても延長保育をするという行動がすごく孫に対して悪いと思うのか何なのか分かりませんが、今のお母さんてそうなんだなと感心をする程度するんですね。昔は平気で遅い時間まで迎えに行ったりしてよく保育士さんに皮肉られたりしたて聞くこともあるんですけども、こういったことが保育士さんの負担にはならないっていう考えで大丈夫でしょうか。

延長保育料とるとかそういう、結局領収とかいうのを書くとかすることで保育士さんに対する負担にはならない。100円という金額の何ていうかな根拠ていうか分かりませんが、100円だから払うのか、100円だったらという世界があるのかなて気はしますが、感覚的にどのようにお考えでしょうか課長のほうは。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 中央保育所と言えば、月に延長保育をする子供さんが7名から8名です。確かに1回1回100円を持ってくるというのに負担がないというわけではないんですが、今その月締め1か月分幾らだったというふうな徴収の仕方に変えてみてはどうかという検討は今しているところです。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 私もちっとほかの、宮崎市とかに出してる子のを聞いたら、未で締めて翌月に納付書で払うんですよというのを聞いたので、積上がった金額を持ったほうがいいんだろうし、逆にたかだか100円200円で納付書を切るというのも何か物理的にちょっとどうかと思うけど結局公金を扱う世界なので、監査委員もあれでしょうけども準公

金会計処理の中に、準公金管理者は準公金の出納また保管については公金に準じて厳正に取り扱わなければならないとありますので、結局、間違いはないでしょうけどもそれが保育士さんの負担になったりとか、事務的なことされるのは多分所長さんがされると思うんですけども、きちんとやっぱり末で締めて後日払うという行動に変えたほうが、逆にそれぐらいなら頑張っただけで迎えていこうやてなるような気もするんですね。そこは今後の考え方としてはいかがでしょうか。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 今後につきましては、保育所の保育士の方たちとも相談しながら、お母さんたちにもよくて保育士の人たちにも負担が少なくてというような方法で考えていきたいと思っております。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） ですね。いろいろ時代の流れもありまじょうが、今の保護者の方もいろんな意味でやっぱり、町長がよくいう1人、2人、3人目を産んでもらうために保育所時代が快適なものであってほしいと。

私も町立保育所出してきましたけど、やっぱり保育の時間のときにいろんな子育てを経験したりいろいろするので、保育所のいろんなものっていうのはすごく大事な時期なので、ぜひみんなにとっていいもの、別に保育料無料にしろと言いません。それはある程度、延長保育料無料とは言いません。延長しない人もいるわけだから、その差別化するためにはやっぱり一定の金額は必要だと思うので、今言うようにそれが保育士さんの負担にならないように保護者にとって最善であるように、ぜひ今後考えていってほしいなあと考えております。

ちょっと質問の中にありましたので、私立保育所の延長料金の実態っていうのを把握されているのでしょうか。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 延長保育を実施している保育所、保育園は全部で5園あります。

中央保育所と私立保育園2園は1時間ごとに100円を徴収しますが、残りの私立保育園2園については30分ごとに100円を徴収しているということです。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 30分で100円ですね、分かりました。

認可保育所の実態としては、これ定期監査の結果の数字を拾ってきたんですが、延長保育に関しては令和3年度の実績では4園で、だから国、県、町で出し合って延長保育をやるところに対して2,271,600円となっています。

これは、それぞれの保育所では保護者負担の延長料金と関係が、同じ延長保育をしたときの関連でこの予算が組まれてるんですかね。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 延長保育についての予算が組まれております。

○議員（徳弘 美津子君） こういったことで最終的に保育士さんの不足の関係、例えば延長保育をとるとか、今いろいろ子育てでも大変なんですけど、3番目の保育士不足の現状と絡めますので申し訳ありませんが、保育士さんの不足っていうのが現状ではどのような感じに、不足しているのかしていないのかを教えてくださいませんか。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 町内の保育所、保育園にちょっと調査をしてみました。どの保育所、保育園も定数は満たしていますが、保育士の突発的な休暇や支援の必要な子供の増加により、保育士を定数以上に確保しておかないと十分な保育ができないという保育園もあります。現状では、保育園、保育所6園のうち保育士が不足していると答える園は2つありました。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 以前令和、ちょっと年度が私も、ごめんなさい元年度ぐらいまでだったかな、私立保育所に勤務する保育士さんに月額での支援があったと思うんですね。今もうありませんがその経緯。

だから、保育士さんが不足をしていないのか、それともその効果がなかったのか、それとももっとほかのあったのか。これはまちづくり課の予算だったと思うんですけども、私立保育所の補助がなくなった経緯を教えてください。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 平成29年度から3年間取り組んだんですが、当時町立保育所の民営化が政策として進められておりました。この政策は実行されれば民営化の際に臨時的に任用されておりました保育士さん等が町外のほうに勤めに出られるのを町内にとどめるための施策として、まちづくり課のほうで取り組んだ経緯があります。当時の、先ほど質問もあったんですけども事務事業評価の中では保育士が増えたというふうなものは結果が見られませんでした。政策の転換がありましたので、平成31年度で終了させているのが現状でございます。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） ありがとうございます。それと、今保育士処遇改善というのがあるんですね。ちょっと調べたら、副主任保育士の場合が40,000とか、職務別リーダーとかいろいろあるんですが、この保育士処遇改善というのはどのような、福祉課のほうで分かるかな、どのような経緯でその予算が振られて保育所に配分をされていくのか、それとも保育所ではなく直接保育士さんのほうに行くのかというのとはどのような認識をされていますか。きちんとその処遇改善、保育士処遇改善が保育士さんのほうに渡っているのかなてのがちょっと気になったんですけど。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 処遇改善の部分につきましては、公定価格の中で上乘せがされておりまして、そこで保育士のほうに町のほうから委託費として支払うというふうな形になっております。（発言する声あり）園のほうにですね、はい。

そして、それについては実際どのように支払ったのかというのを、実績報告という形できちんと返してもらうというふうなシステムになっています。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） ありがとうございます。処遇改善がきちんと保育士さんに渡ってるものかなてのがちょっと気になったので、実績報告があればもう大丈夫かと思えます。

では次ですね、町長就任12年目、もう時間がないのでちゃっちゃと。町長就任3期12年目の町政の総括を伺うので、まず最初に町政伺うので、日高町長におかれまして御自分なりに振り返って、任期中の各期について説明していただけますか。第1期目がこうだった、次

2期目がこうだった、3期目がこうだったというのが自分の中で時列ができてればお願いします。

○町長（日高 昭彦君） ただいま質問いただいたとおり平成23年4月に町長に就任いたしました。現在12年目に入ったところでございます。この間、古きを学びて新しきをつくるという温故創新を掲げ、自立自走の町を目指してまいりました。

就任当初から、口蹄疫からの復興、それから前町長から引継ぎを受けた旧堆肥センター関連の民事裁判等大変な難題を抱えました。

口蹄疫からの復興では、現在畜産業における各畜種、飼養頭数が口蹄疫前の8割に復帰回復したところでございます。旧堆肥センター関係の民事裁判は和解となり、跡地の活用も新しい業種の参入により一定の雇用が生まれた上に、貸付収入もいただいて現在に至っております。

また、1期目から財政健全化を目指し、起債の縮減と目的別基金の増を図ってまいりました。

平成26年度より開始いたしましたふるさと納税も順調に推移し、昨年度は185,000千円もの収入を得ることができました。よって、目的別基金も令和3年度末現在で5,300,000千円円余りで、起債、借金ですね、起債との差引で起債がわずか700,000千円上回る程度となりました。もちろん2期目で計画し、3期目で建設を行った福祉センター建設後の状況であります。

移住定住対策、トレーニングハウスによる農業の担い手確保対策も、関係者の御協力もいただき順調に進んでいるところであります。

私が選挙公約で、選挙時点で公約として掲げてまいりました第3の開拓、それから地域活性化、健康で安心して幸せに生き樂しめるまちづくり、さらなる基幹産業への支援強化が着実にできてきたとの実感を得ているところでございます。この間、議員の皆様方の御理解とともに、職員の努力に感謝するところでございます。

○議員（徳弘 美津子君） 私が2期目のときに、今の日高町長の行政を一緒にさせていただいて、前の町長さんと違うなと思ったりすることもあるって、いい面もたくさんあると思うし、職員さんの力がすごくやっぱり見えたなと思うんですが、では今日の宮日も出ましたのでちょっとあれですけども、次期町長目指すのかということで、来年4月に統一地方選挙があります。私たち議員も選挙行われますので、既にお一人の方が4月に立候補表明されて、町長も本日出馬の意向を表明されました。いま一度確認いたします。来年4月につけて町長選挙に出馬することを明言できますか。

○町長（日高 昭彦君） 一般質問の通告を受けていたものですから、事前に情報が流れたのは事実でございます。今日改めて正式表明という形になりますが、先ほど3期の今までの取組は述べさせていただきましたが、まだまだ道半ばであり、これからやるべきことがあると信じ、次への出馬も4期目も目指したいと思っております。

○議員（徳弘 美津子君） 5月に行政座談会があったことは記憶にありますが、私の知る限り、その資料にも書いてありました。日高町長が在任中に住民説明会が11回、行政座談会14回にわたり町民へ説明をされております。

例えば、手を変え品を変えじゃありませんが夜にしたり土日にしたりとか、いろいろやり繰りをしながら住民の方になるべくたくさんの人に来ていただこうと思った姿勢は見えるんですね。

最初のころはワークショップというのも開催されて、住民の声を聞く姿勢が見られたと思うんです。私の記憶では過去の町長さんではそのような座談会あまりなかったのかなと思いますが、当議会でも議会報告会というのが開催されるようになったので、そういう聴衆の声を聞くという時代の流れもあるかもしれません。日高町長は、それらの座談会を通して川南町民が町の取組が理解されていると思うかどうか伺います。

○町長（日高 昭彦君） 一番感じたのは、座談会いろんな、当時はワークショップしておりましたがコロナで2年間休んだ中でいろんな意見を聞くと、やはりこう説明が足りないということはあちらこちらで聞かされました。

我々としては、いろんなことを考えながら伝えたつもりですが、その伝えたつもりと伝わってというのは違いますので、改めてそこは反省しながら今後に生かしたいと考えております。

○議員（徳弘 美津子君） 私もこの前、先日のことですが、ちょっとある方と話をして、今中学校がすごくいろいろ議論されてますが、そこに行き着くまでにいろんな会議をもっと開いてなきやなかったんじゃないのと言うけど、やりましたよと言うんですね。座談会もやられましたよ、けどこの前の行政座談会もその方は理由があって行かれなかったんですね。でも、結局何かいろいろ何でこうなってしまったんだろうなということも言われるんですね。

今後、4期目に向かって目指す、4期目があるかどうか知りませんよ私は。私たちだって次があるかも分かりませんが、町長が目指す4期目、リーダーシップとして旗を振る独自の政策が何かもし自分の中であるのなら教えてもらえますか。

○町長（日高 昭彦君） 先ほども少しお話をさせていただきましたが、今回の行政座談会の中でいろいろお話をさせていただきました。

それは、やっぱり人口減少問題というのは避けて通れない課題だと思っております。覚悟をしているというのが事実であります、しかしそれを真摯に受け止めながら人口減少問題は、それは可能性と希望にあふれるまち、可能性があるんだよということはしっかりと皆さんに伝えて、そして実践をするようにしていく覚悟であります。

どこの会場も一番話題となったのは、御承知のとおり中学校の統合、新設のことでしたが、令和8年度開校を目指して確実に実行することが私の使命であると感じております。

様々な、数々の課題はありますが、やはり基本的にそれは手段でありますので、真に目指すものは将来像はやはり当然基幹産業であります農業漁業の発展、それから地域内経済の安定的循環をもとに地域拠点、中心拠点への人口集約をし、生活インフラの安定した持続及び費用の削減、町民が健康で安心して幸せに楽しめるまちにすることであると考えております。

それらを具現化するために、昨年度作成しました長期総合計画を着実に実行していく所存であります。その中でも、まず一番最初にやるべきこと、一番大切なことはやはり人づくりだと感じております。

○議員（徳弘 美津子君） 人口問題で言われたので、本当に今一番はこれはもう日本の問題でしょうけども、人口をいかにして保っていくかことで、総人口の推移では2020年で総人口15,377人で、二十歳から39歳の女性が1,251人で8.14%ですね。そして、2040年の予定推移では人口12,007人で994人ということになっておりますね。

政策によってこの数字は大きく変わっていくと考えておりますが、これ先ほどの第6次長期総合計画から拾ってきたんですが、この数字の中に外国人研修生というんですかね、が含まれているのかを伺います。

○町長（日高 昭彦君） 統計上の数字には含まれております。

○議員（徳弘 美津子君） 実際どれくらいの女性の外国人研修生がいるというのが把握はできてるんですか。なかなか分かりにくいですよ。把握できてなければ大体でいってもらっていいですけど。

○町民健康課長（米田 政彦君） 徳弘議員の御質問にお答えします。

川南町に住民基本台帳で登録される際に、一応技能実習生であるかどうかということは登録の際に分かります。ただ、今現時点でちょっと私手元に資料持ってきておりませんので、具体的な人数については後ほど御回答させていただきます。

○議員（徳弘 美津子君） 多分、何か相当な若者がいるなという感覚でいるので、そうするともっとこのポイントは下がってくるわけですね。

実際に、川南でその世代の女性がどれくらいいるか、やはり今いろんな農業政策で移住もやって、町長も川南町は移住が高いんですよということで言われますが、今度の中学校もそうですけどもやっぱりもともといたふるさとを思う子供たちをいかにして帰らせる、一度は出るで、よく私も何回もこういう質問してますので、一度は大学通じたりして出たりする、そのときに帰りたいというその政策。

見ると、移住政策で、支援で帰ってくると思いませんが夫婦で川南町出身者が帰ったときの手当とか夫婦であった場合は手厚くあるんですが、単身で帰ってくるUターンの人たちに対しての支援というのがないようにあるんですけども、何かありますか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 単身であっても、県外から移住されてきたときには移住政策の対象にはしているところです。以上です。

○議員（徳弘 美津子君） ただ単純にうちの娘が帰ってきましたでは補助の対象になら

ないですよ。例えば家を借りたりとかそうしないと確かだめだったと思うんです。自分の実家に帰る政策では多分ないなと。

定住の中であれば教えてください。どこ見たってそういうのはないですよ。もしUターン者に対してそれだけの補助があるのなら教えていただかないと、そこが見えません。ありますか、確認します課長。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） すいません、手元に詳しい資料がありませんので後ほどまたお答えしたいと思います 以上です。

○議員（徳弘 美津子君） 時間がありませんので。ちょっと調べたら、Uターン者で大学とかを通して県外に行った子たちがもし帰りたいとしたときに、例えば免許を取ってればいいんですけども免許証がないと川南は交通手段にすごくリスクがあるので、例えばやっているとこはあるんですね、そういう取組やっているとこは。

だから、自動車、交通網の確保するための補助ていうものが、茨城県結城郡八千代町では軽1台につき100千円、長野県北安曇郡小谷村では転入して3年以内の方に自動車購入上限500千円、新潟県糸魚川ではふるさと就農資金貸付制度として、通勤用自動車購入や免許取得費の貸付の制度とかもあります。だから、そういう意味でUターンで帰ってくる子たちのもう少しそういうのも今後考えてほしいなと思うんですけどもいかがでしょう。

だから、都会に行っても一度はやっぱり、このコロナによって都会に行った人たちが帰ってくるという行動もあるんですね。そのときに、帰りたいタイミングとしてそういうものが、またいろいろ単身で帰って実家暮らしをする子に対してもそういうものがあればいいのかなと思ってるんですけど、いかがでしょうか。

○町長（日高 昭彦君） すばらしいアイデアありがとうございます。現在それはやっておりますが、確かに私がその当時者であったらそういうのがあったらうれしいなというのは間違いないと思いますので、担当と検討させていただきます。

○議員（徳弘 美津子君） 中学校問題もいろいろありますが、全戸配付の文書を見た人が、子供さん持ってらっしゃる方なんですけど、やっぱりこういうことが普通に叫ばれてるって悲しいねて言われました。若い人にそういうことを言わせないようなまちづくりをぜひお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後1時52分休憩

.....
午後2時02分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続行します。

次に、米田正直君に発言を許します。

○議員（米田 正直君） 皆さん、御苦労さまでございます。相変わらず新型コロナウイルス感染症は、収束するどころか、変容を繰り返しながら拡大を続けております。第7波を懸念しています。今まで同様、効果ある予防を今後も継続していかなければならないと考えます。

また、ロシアによるウクライナへの侵攻は、双方に大きな犠牲を出しています。一刻も早い停戦を、そして平和が戻ることを切に願うものであります。

では、一般質問通告書に従い、5点について質問をさせていただきます。

まず、第1点目の食料自給率と食品ロスについてであります。

我が国の食料自給率は、令和2年度において、カロリーベース総合食料自給率、すなわち基礎的な栄養価であるエネルギーに着目して、国民に供給される熱量、総供給熱量に対する国際生産の割合を示す指標で、1人1日当たり国産供給熱量843キロカロリーを、1人1日当たり供給熱量2,269キロカロリーを割りますと、37%になっています。

また、生産額ベース総合食料自給率は、経済的に着目して、国民に供給される食料の生産額、食料の国内消費仕向額に対する国内生産の割合を示す指標で、食料の国内生産額10.4兆円、食料の国内消費量仕向額15.4兆円を割りますと67%であります。

ちなみに、小麦費目別自給率は15%であります。今回、この質問をさせていただくのは、ロシアによるウクライナ侵攻で浮き彫りになったのが燃料や小麦の高騰で、併せて輸入制限もあり、食料自給率の低い我が国は、今後どのように対応していくのかということ考えたからであります。

自給率が低くなって、日本や世界にどのような影響を及ぼすか、または実情はということ、平成20年に10月、農林水産省の資料によって、少し述べてみたいと思います。少し資料は古いですが、現在がそれよりもよくなっているとは思いませんので、あえて述べさせていただきます。

輸入食料の生産に必要な水量は、穀物は年28,300,000千立米、大豆12,100,000千立米、畜産物22,300,000千立米で、合計62,700,000立米で、日本の一般家庭の1人当たりの約5.6倍になり、世界の貴重な水資源を輸入していることになります。

輸入の半分、約半分を占めるアメリカにおいては、平均地下水位が3.6メートルを低下し、農業用水の汲み上げができなくなる農地が拡大をしている情報もあります。また、食料輸送に伴うCO₂の排出により、地球環境に悪影響が出ています。

例えば、アメリカ産小麦を輸入すると、食パン1斤分のCO₂は145グラム、北海道産小麦の場合350グラムで110グラム抑制することになり、地球環境にも大きな影響をもたらしています。

政府は、令和4年4月28日、原油価格・物価高騰総合緊急対策を閣議決定し、農林水産業の対策に、予備費から75,100,000千円充てられ、輸入小麦の高騰対策では2,500,000千円の措置がされ、水田での小麦生産拡大を後押しし、団地化を要件に、機械導入などを支援する

事業を展開すると聞いておりますが、町として米作の二毛作として小麦生産の奨励をする考えはないかお尋ねをいたします。

後の質問は、下の質問席から行います。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

議員がいろいろな面でこう心配していただいていることが十分伝わりましたが、今回はかなり専門的な数字が入っているようでございますので、担当課長に答弁させます。

○産業推進課長（河野 賢二君） 米田議員の御質問にお答えしたいと思います。

主食用米の二毛作として小麦生産をとということでございますが、早期水稲、この辺では早期水稲が主な米の作付になっておると思いますが、早期水稲と作期が競合するということと、あと、宮崎県の気候が、収穫期に雨が多くて品質が低下するといったことが生産に不安定だということで、町内ではほとんど生産は今のところされておられません。

ただし、おっしゃるとおり、食料自給率の向上という観点からは、可能性は探っていきたいと思えます。以上でございます。

○議員（米田 正直君） 早期水稲と小麦生産は競合するからということでございますが、昔は、川南町も普通水稲をやっておられたわけですね。やろうとすれば、早期水稲と普通水稲を考えれば、普通水稲のときに小麦もできるっちゃんないかというふうに思いますが、専門家が言われるので適合しないのかどうか分かりませんが、そこら辺はどうでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

早期水稲との作期が競合するということで、普通期ではできないかということでよろしいですか。

私が聞いている範囲では、水、取水ですね、取水の関係で、早期水稲を今、栽培されていると聞いておりますので、普通期になったときに水の供給があるのかというのが、今、一番問題になるんじゃないかなと思えます。

以上でございます。

○議員（米田 正直君） 昔は、畑でも水稲を作っておったわけですね。だから、田んぼで云々という、その水が足らんというのはちょっと疑問なんですけれども、それはそれでいいです。

主食用米の二毛作として小麦栽培の経営安定のための施策は考えられないのかということで、尾鈴地域農業再生協議会総会においての説明は、産地交付金を活用して現行の栽培面積を維持するとありましたが、産地交付金の活用方法の明細（個票）が示されておるわけでありませうけれども、小麦が、麦の入手先が提示されていないのが気になりますけど、それは何か理由があるんでしょうか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

麦の産地交付金につきましては、宮崎県の設定項目となっております。地域協議会でありませう尾鈴地域の協議会の産地交付金の活用方法のほうには、記載はされておられません。宮崎

県の個票のほうに記載はされております。

実際、尾鈴地域での麦の作付に関しては、現在約3ヘクタールございます。そのうち9割が二条大麦ということで、小麦の生産はもうほぼされてないということで、産地交付金の対象者はいないというのが現状でございます。以上でございます。

○議員（米田 正直君） 産地交付金の対象の中に入ってないということですが、小麦、3ヘクタールと言ったですね、3ヘクタールは植えておるといいますが、これはもう全部飼料用の麦ということで考えてよろしいですか。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

3ヘクタールのうちの9割が二条大麦というふうにお答えいたしました。二条大麦というのは、一般的にはビールとか焼酎の原料となるものですが、本町で生産されているものは、もち麦と言われて販売されている麦のことです。以上でございます。

○議員（米田 正直君） 日本は、自給率が低い上に、約19,000千トンの食料廃棄物が発生しています。世界の食料援助料の約3倍になっているということでもあります。

一方、世界で約850,000千人が栄養不足で、毎日約24,000人が餓死しているとのことあります。

そこで、食品ロス削減について伺います。

我が川南町においても起こり得る問題だと認識していますが、それを解消する一つの方策として、社会福祉協議会で「もぐびよ便」という事業を立ち上げられ、町内の企業や農業者から企画外などを理由に販売できない農作物を預かり、生活が大変と感じられておられる子育て世帯へ届ける食品ロス削減がスタートしたようであります。

この事業が継続していくためには、多くのボランティアが必要であります。町としては、この事業に対してどのように考えておられるのか、伺いをいたします。

○町長（日高 昭彦君） 本年4月から、社会福祉協議会が、「もったいないをあなたにもぐびよ便」の実証開始、生活保護世帯以外で生活が大変だと感じている18歳以下の子供がいる家庭に、月1回無料で食品をお届けする事業であります。

詳しいことは、担当課長に説明させます。

○福祉課長（渡邊 寿美君） この事業は、4月に始まり2回の実施が終わっております。

現在のところ、社会福祉協議会組織の中で順調な運営ができています。ですが、今後、必要な世帯が徐々に増えていくなど、社会福祉協議会だけでは運営が難しくなったときは、必要な協力について社会福祉協議会と協議しながら進めていきたいと思っております。以上です。

○議員（米田 正直君） 町としても、社会福祉協議会のもぐびよ便に対して、今のところ順調にいておるけれども、もし、これがボランティア等が不足した等とか、そういった場合には町も協力をしていくという考え方だというふうに思います。

社会福祉協議会の事業以外に、町としてもぐびよ便以外に、町として食品ロス削減に対す

る施策はほかにあるのか、お伺いいたします。

○環境水道課長（日高 裕嗣君） 米田議員の御質問にお答えいたします。

食品ロスとは、食べられるのに廃棄される食品とされております。

4月に開催されました県主催の環境保全廃棄物主管課長担当者会の資料によりますと、国内の食品廃棄物発生量は25,100千トンこのうち食品ロス発生量は5,700千トンということが示されております。

御質問にありました、社会福祉協議会の事業以外に、町として食品ロス削減に対する施策はあるのかということでございますが、町独自の施策というのはございませんで、宮崎県4R推進協議会と連携いたしまして県が取り組みます、みやざき食べきり宣言プロジェクトに本町も取り組んでいきたいと考えております。

食品ロスの半分は一般家庭からとされておまして、この事業は主に家庭から排出される食品ロスを対象に実施するものでございまして、食材は最後まで使い切る、必要な分だけ買い物、外食時、宴会時は適量注文などを呼びかけるとともに、食べきり協力店の募集ですとか、食べきり宴会キャンペーンなど、協力要請がございましたら協力していきたいと考えております。

また、広報につきましては、10月が食品ロス削減月間とされておまして、また12月宴会シーズン等ありますので、この辺りを重点的にやっていきたいと考えております。以上です。

○議員（米田 正直君） 事業に対して、それを町としても取り組んでいきたいという考えですね。県の4R推進協議会ですか、もう一回具体的に、一からちょっと概略で結構ですけど、説明していただけますか。

○環境水道課長（日高 裕嗣君） 先ほども申し上げましたとおり、宮崎県、これは循環社会推進課になりますが、宮崎県と、また宮崎県4R推進協議会と連携して取り組む事業が、みやざき食べきり宣言プロジェクトというものでございます。以上です。

○議員（米田 正直君） 食べきり宣言と食育ですか、食育プロジェクト、食べきり宣言と食育プロジェクト、みやざき食べきり宣言プロジェクトですか。食育と何か言われましたけど、食育と……。

○環境水道課長（日高 裕嗣君） 県の事業の中に、食品ロスに対する学校教材もございまして、「学んで実践食品ロス」という教材がございまして、

この中で、食品ロスとは何だろうかとか、御家庭にある食品ロスのもとは何かとか、そういったのを楽しく学べるような教材もあるようでございまして、県内の学校に配付されているのではと思われまして。以上です。

○議員（米田 正直君） 食べきり宣言プロジェクトとか食育とか、学校教育のほうでも取り入れられているということで、ぜひ川南町におかれまして、食品ロス削減について全力を尽くしていただきたいというふうに思います。

次に、第4期障害者計画についてお尋ねをいたします。

まず、第3期計画の評価について、障害者基本法第11条第3項に基づき、障害者計画が策定されて、障害者に対する保健・医療・福祉をはじめ、雇用・就労、教育、社会参加など、様々な分野における施策の総合的・計画的な推進に努めてこられていますが、第4期計画策定に当たって、第3期の庁内評価がされています。

A評価、順調に推進できている及びB評価、おおむね順調に推進できていると評価された施策は、101施策中36施策にとどまっている。

B評価以上の5割を超えたのは、教育・育成の充実、情報・コミュニケーションの2つの基本施策で、多くの分野において施策を想定より推進することができなかつたとありますが、その要因は何なのか、お伺いをいたします。

○福祉課長（渡邊 寿美君） ただいまの質問についてお答えいたします。

第3期川南町障害者計画、これは平成29年度から令和3年度分ですが、障害者の雇用・就労の促進に関することや障害者のある人に配慮したまちづくり、また文化芸術活動拠点となる文化施設の確保など、施策の内容がとても抽象的な表現でありました。理解の促進を図りますとか、相談支援の充実を図りますというような表現です。そのために評価しづらかったというのが一つの要因だと思っております。

そのため、第4期障害者計画、令和4年度から8年度分ですが、その中では評価指標として数値目標を設定しております。今後は、計画の期間中に中間評価を行うとともに、年度初めには目標を達成するための課内の目標を設定することといたします。以上です。

○議員（米田 正直君） できなくなった要因としては、施策が抽象的な内容であったということで、評価しづらかったということでございます。

今後は、中間評価を行って、さらに評価を高めていくということだろうというふうに思いますが、この評価は当然第4期の計画に参考にされていると思われましても、その特徴的なものがあれば、お伺いしたいというふうに思います。

○福祉課長（渡邊 寿美君） ただいまの質問にお答えいたします。

第4期川南町障害者計画の特徴につきましては、1つ目が、子供に関する相談支援の充実です。保健センターに設置している子育て世帯包括支援センターと、福祉課に今年度設置しました子ども家庭総合支援拠点とで連携を図りながら、発達や成長に心配のある子供に関する相談対応を行っていきます。

2つ目が、障害に関する相談支援の充実です。相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターを、相互福祉センター内に設置することを目指していきます。以上です。

○議員（米田 正直君） 特徴的なことを2点挙げられました。

子供の相談事業を充実していくということと、それから障害者に関する相談支援を強化していくということで、基幹センターを設けるということですかね。基幹センターとなるともう、川南町にある、町内にある各施設、それから郡内も含むんですか、町内だけですか、この基幹センターについては。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 相談支援センターは、川南町の基幹相談支援センターとして設置していきたいと思っております。

○議員（米田 正直君） 計画の基本的な方向についてであります。自立と共生をキーワードに、全ての人が生きがいと安心して暮らせるまちづくりを基本理念として、障害者福祉の推進を図るとあります。

自立では、自らの希望や生きがいを持って暮らしていけるよう、一人一人の自立生活の実現を目指します。

共生では、権利擁護を推進するとともに、あらゆるバリアを取り除き、障害のある人もない人も社会の一員として互いに人格と個性を尊重し支え合いながら、地域の中で共に生活する社会こそが当たり前の社会であるという、ノーマライゼーションの理念をさらに浸透させ、共生社会の実現を目指しますとあり、1、障害のある人の主体性・自立性の確立、2、住民参加によるノーマライゼーションの実現、3、お互いが支え合い、誰もが暮らしやすいまちづくりの実現、4、ライフステージに応じた可能な限り一体的なサービスの提供を基本目標としています。

そこでお尋ねをいたします。

障害者によって、幼児期から老年期まで寄り添った支援が必要である場合が考えられますが、プライベート、個人情報保護に配慮しながら、一個人のファイルを人生が終了するまで管理をしていかなければならないとすれば、ファイル管理者は誰なのか、行政の責務としてやるべきではないかと思えます。

担当者も変わっていくでしょうが、そのファイルの引継ぎによって、障害者一個人の生涯にわたっての、寄り添った支援が可能になってくると思えます。

令和3年4月1日現在、川南町内の障害者手帳所持者数は1,200人のようであります。障害者の方及びその保護者が許していただければ、そのファイルを登録して、生涯を通じて支援していくための資料は重要であると考えます。

保護者も教育、就労、介護等の人生設計を考えた場合、安心して生活が送れるのではないのでしょうか。このような考え方はどう思われるのか、お伺いします。また、既に実施しているのかをお伺いしたいと思います。

○福祉課長（渡邊 寿美君） ただいまの質問にお答えします。

現在は乳幼児、成人、障害者、要介護認定者のファイルなどがそれぞれあり、ライフステージが変わるごとに担当者が確実に引継ぎを行い、支援が必要な方には支援計画を作成し、サービスを提供しているというのが現状です。

しかしながら、議員がおっしゃるように、支援する側が一体的なファイルで管理していくことが、障害児・障害者自身とその御家族にとって安心につながることも理解できる場所です。

今後は、これまでどおり、各課の枠を乗り越えた横断的な連携を継続しながら、幼児期か

ら老年期までの支援を切れ目なく行っていくために、一体化したファイルの作成や管理について検討していきたいと思っております。以上です。

○議員（米田 正直君） ライフステージごとには立派なファイルが作られて、継続されて、引継ぎをされて運営されているようでございますけれども、回答では、横断的な切れ目のないファイルというか、必要な人によっては、そういう検討をしていきたいということがありますので、ありがたいことだと思います。

各ライフステージにおける施策は、計画及び実施されているようですが、個人に生涯にわたっての寄り添う支援を考えた場合、分野ごとではなく、総合的な支援策が必要ではないのか、先ほどお答えいただきましたけど、再度確認の意味でお答え願いたいと、ありがたいです。

○福祉課長（渡邊 寿美君） これまでどおり、各課の枠を超えての連携はしていきますし、それぞれの方に合ったような寄り添い方をしていきたいと思っております。そして、必要なサービスについては支援計画の下に、きちんと適切なサービスが入るように実施していきたいと思っております。以上です。

○議員（米田 正直君） ぜひ、ライフステージごとではなくて、その人の一生にわたって、寄り添った形での支援をお願いをしたいというふうに思います。

次に、地域防災計画についてお伺いたします。

近年、地震、豪雨、台風等の大規模災害が毎年のように発生しています。川南町では、ハザードマップの全戸配布や避難誘導灯の設置や避難道路の整備がされてきています。地域防災については、幾度となく同僚議員が質問されてきたところであります。

私が心配している最大の案件は、南海トラフ巨大地震のことであります。地震が前もって分かれば、事前準備ができ、おのおの対応できると思われませんが、こればかりはいつ発生するか分からないから、大災害につながっていくのだと思います。

台風のように、風で倒木や停電等に対しては、自治公民館に発電機やチェーンソーの用意がしてあり、それで対応できるわけですが、地震、津波となると、想定されているだけでも、平田郷松原地区は全世帯が浸水することになっています。恐らく想定外以上のことも考えられますので、避難は絶対であります。

浸水地域に対する町の施策はどのように考えておられるか、お伺いたします。

○町長（日高 昭彦君） ただいまの質問にお答えいたします。

議員がお住まいの地区、本当に、私の隣ではありますが、いろんな意味で住民の方がいろんなこう検討されているし、避難訓練もされているのは十分承知しております。

現在の認識としては、少しでも早く高台に避難していただくという観点で、避難計画を考えているところでございます。

南海トラフと言われましたが、避難直後はやはり公助の手は届かないという認識でございますので、自助と共助での避難を呼びかけているところでございます。

○議員（米田 正直君） 高台に避難をとということございます。

自助と共助ということで、高台へ避難していかなくちゃいかんわけですが、町はどういう形で高台へ避難しなさいということ考えておられますか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 先ほども町長の答弁でありましたとおり、私どもの公助というのは、被災直後にはお届けすることができないと考えておりますので、現在のところは自分でまず避難をするということを中心に、お互い地域の方が助け合って、高台に少しでも早く避難をしていただくということをお願いしているところです。以上です。

○議員（米田 正直君） それで、また同じような質問をするかもしれませんが、防災計画の見直しがされるということですが、見直しの主な点だけでも内容を御教示いただければと思います。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 現在の地域防災計画は、平成27年3月に策定しているものです。

地球温暖化が進むにつれ、予測される災害の想定も年々変容してきております。予測される災害や想定を超える場合でも、行政として対応できるよう計画を見直す必要があると考えております。

また、被災していない自治体の職員やボランティア等から支援を頂くための受援計画の策定や、被災状態から通常業務へ移行するための業務継続計画等との整合性も図っていくことが必要かと考えております。以上です。

○議員（米田 正直君） 平成27年3月に地域防災計画が策定されて、その後、見直しをするということですが、見直しについては具体的な何かありますか。具体的うちゅうか、特徴的などころ、どういったところを改善するというのは。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 先ほども申し上げましたとおり、災害に対する考え方がいろいろ変わってきているのが事実でございます。

東北のほうでももう想定外ということで、今まで考えてこられなかったような地震等も起こっており、議員からもおっしゃられたとおり、南海トラフについても発生する予測が立っておるところでございますので、東北等の事例を参考にしながら、見直しを行って行って、先ほども申し上げましたとおり、今までなかった受援計画とか、BCP、業務継続計画等との整合性を、この上位計画となる地域防災計画等図っていくというふうに考えております。以上です。

○議員（米田 正直君） 内容としては、想定外のことも考えられるので、東北大震災のときのことでしょうかね。東北地方の事例を参考にしていきたいという考え方ですかね。今後、見直しをされていくというふうに思います。

次に、避難タワーの建設についてお尋ねいたします。

南海トラフの地震防災対策推進計画で、津波避難計画の策定、津波支援水位想定の設定、避難対象地域の指定、避難困難地域の検討、緊急避難場所等避難路等の指定、初動態勢、避

難誘導等に従事する者の安全の確保、津波情報等の収集・伝達、避難指示等の発令、平常時の津波防災教育、啓発、避難訓練等が挙げられています。

平田郷松原地区は高齢化地区で、以前、同質問をさせていただきましたが、町長は車で避難をしてくださいという答弁でした。先ほど質問したんですけれども、どういった方法で高台に避難するのかということを私は聞いたわけなんですけれども、町長は前回の答弁では車で避難をしてくださいという答弁でした。

免許証返納世帯が今後増えていくことが予想されます。また、仮に車があったとしても、時間的なことでその家族の者がおらないとか、車を運転する者が近くにいないと対応できない場合や、平田川の氾濫や坂の上地区に移動する際に崖崩れや電柱が倒れ、避難路が封鎖されることも考えられます。

それでも、生き延びるには高いところへ進まなければなりません。そのことを考えた場合、避難タワーを建設していただければ、安心して日常の生活ができるのではないかと思います。

避難訓練では、松原墓地、標高15メートルと言われていますが、松原墓地へ避難しますが、避難準備をして9分ぐらいかかります。本番ではもっとかかるのではないかと思います。若者であれば走ることもできるのですが、高齢者には厳しいものがあります。

安永年間1772年から1780年ですけれども、安永年間に大洪水で松原地区にあった熊野神社が流出された記録があり、津波とは記載されていませんが、大洪水ということでは同じようなもので、大災害があったということは間違いないと思います。

再度確認させていただきますが、避難タワー建設について検討に値するかどうか伺いたします。

○町長（日高 昭彦君） 御指摘のとおり、災害がこう時代とともに変化しておりますし、また地域の実情も日々変化しているというものは認識をしております。

現在は、避難タワーについては検討は行っておりませんが、町民の生命と財産を守るための最良の施策を、状況に合わせて検討する必要はあると考えております。

○議員（米田 正直君） 住民の生命と財産を、生命を守るというのは大変重要だということで、町長の認識でございます。

ぜひ、私の考えとしては、検討していただきたいというふうに思うんですが、津波避難計画等の策定の中で、避難困難地域の検討という項目がありますが、避難対象地域の外へ避難することが困難な地域であるかどうか、現地で調査検討していただくことはできないのか、伺いたします。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 調査検討につきまして、先ほど町長からも答弁がありましたとおり、地域の実情が日々変化しているものと考えておりますので、地元の方たちと打合せをしながらやっていきたいと思っております。松原地区が平田川に囲まれた地域であるということを確認しに行きたいと思っております。以上です。

○議員（米田 正直君） ぜひお願いをしたいというふうに思います。

自主防災組織つちゅうのが何か所かあると思いますけれども、自主防災組織の設立指導をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 自主防災組織の設立につきましては、町としても非常にありがたい話であると思っております。

すぐにでも地域の実情に合った自主防災組織設立を支援していくとともに、一番大事なのは避難訓練等の実務であると思っておりますので、ぜひ協力させていただきたいと思っております。以上です。

○議員（米田 正直君） 先ほど自助・共助というのがありましたが、それを発動するためにも、こういった避難訓練も重要であります。そして、その避難訓練をするためには、やっぱり自主防災組織というのが重要であるかというふうに思っておりますので、ぜひ御指導方、お願いをしたいというふうに思います。

次に、畜産環境問題についてお尋ねいたします。

まず、悪臭問題ですが、川南町は農業の町、とりわけ畜産業は農業総生産額は約7割を占めるほどで、畜産の町と言われるゆえんでもあります。

昔は許容範囲で、田舎の香水と揶揄されておりました。畜産の多頭飼育を始めた頃から、川南町は国道や鉄道を通過する際、目を閉じていても分かると言われるほど臭いのきつい町のイメージでありましたが、生産者や関係機関の努力によって大分臭いは少なくなってきました。しかし、まだ十分とは言えず、苦情の声を聞きます。

令和元年6月議会で、悪臭問題の解決なくして町政発展はないという同僚議員の質問に対し、本町において大きな課題であると町長答えておられます。臭気センサーの導入により、悪臭の可視化をして指導強化を図りたいという答弁でしたが、現状はどうなっているのか、お伺いいたします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

臭気センサーを導入いたしまして、今、そういう苦情等があった場合には、農場内を測定いたしまして、数値を段階的に分けて臭気マップを作成しております。農場内の臭気を見える化することに今取り組んでおるということで、これによって臭いの発生場所が特定されて、こういった対策を打てばいいというのが分かるようになってきました。

臭気マップを作成した後は、生産者と町、あと振興局であったり普及センターといった関係機関で対策会議を行いまして、原因を突き止めた上で対策を行っております。以上でございます。

○議員（米田 正直君） 臭気マップによって、どこが発生源であるかということを見える化するというところでございますけれども、今までにどのような対策が講じられたか、参考までにお伺いしたいというふうに思います。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

対策の事例といたしまして、臭気カーテンの導入であったり、脱臭装置といったものとか、

原尿槽に蓋がなかったりとか、そういったところに蓋をつけたり、あと、アンモニアの吸着資材として、さわやかネットというのがありまして、そういったものの導入を行っております。以上でございます。

○議員（米田 正直君） 臭気カーテンとか、脱臭装置とか蓋とかをつけて、悪臭防止に努めておるといってございまして、ぜひ、悪臭を減量化するというか、そういうふうな対策をぜひ今後も進めていってほしいというふうに思います。

悪臭苦情について、直近1年間の件数とその対応について、分かれば教えていただきたいというふうに思います。

○環境水道課長（日高 裕嗣君） 米田議員の御質問にお答えいたします。

直近1年間ということございまして、令和3年度の数値をまとめております。令和3年度中、環境水道課に寄せられました苦情が32件ございまして、そのうち、悪臭に関する苦情は6件ございました。そのうち、畜舎と畜産施設に起因する悪臭苦情は2件ございました。

その対応についてということございまして、いずれも産業推進課畜産係の職員と現地のほうに向かひまして、確認、指導等を行っております。以上です。

○議員（米田 正直君） 32件の苦情があって、悪臭が6件で、畜産関係が2件だということで、畜産係と共に現地に行って指導しているということございまして、ぜひ、畜産に関しては、今後進めていかなければなりませんので、ぜひ指導方をお願いしたいと思います。

我が町は日本の食料危機の一角を担っている町で、農業を守っていくことは重要であると認識しています。そのためには、町民、地域住民との共存が必要であります。畜産農家の意識の差、施設能力のオーバー、欠陥施設、衛生管理の低下等が要因と思われるので、その要因を解決することが重要であると考えます。

町の考え方につきましては、今分かりましたので、ぜひ、今後とも悪臭対策を推進していただきたいと思いますというふうに思います。

次に、防疫対策として、防護柵の設置をしていただきましたが、全農家を対象にされたのか、確認をしたいと思います。

防護柵を設置した後、あまり年数は経っていませんが、管理状況とその効果はどうなっているか、分かれば御教示お願いいたします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

アフリカ豚コレラの侵入防止緊急支援事業というものがございまして、46農場のうち44の農場が防護柵を設置しております。残りの2農場については廃業されたということで、設置率は100%となっております。

設置後は、野生動物の潜む場所をつくらないためにも、草刈りや除草剤散布によって維持管理を行っていただいている、農場主によってですね、いただいている状況でございます。

効果につきましては、町内はもちろん九州内でも、豚コレラの発生がございませんので、

効果はあるものと考えております。以上でございます。

○議員（米田 正直君） 時間があまりないので、まとめて言いますけれども、1回限りの防疫対策に終わらせるのか、もしくは継続して防護柵管理指導して、その助成事業をしていくのか、お伺いしたいということと、全畜種における防疫対策として、防護柵や防護網等の助成の継続はあり得るのか、お伺いいたします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

1回限りの防疫対策に終わらせるかということなのですが、防疫というものは、畜産経営にとっては終わることのない課題だと考えております。そのために、町の事業でございますが、畜産バイオセキュリティ向上推進事業で防護柵の設置については助成を続けておるところでございます。あと、個別に相談があった場合には、農家の意見を聴きながら事業に取り組んでいきたいと考えております。

あと、全畜種に対する防疫対策ということなのですが、飼養衛生管理基準が改正されまして、豚に関しては防護柵の設置が義務づけられております。ただし、牛や鶏に関しては、義務づけはされておりませんが、鳥インフルエンザ等の伝染病等の発生も懸念されますので、堆肥舎等への防鳥ネットの設置等には力を入れているところです。

事業につきましては、先ほど述べましたように、畜産バイオセキュリティ向上推進事業を令和元年度から継続して実施しているところでございます。以上でございます。

○議員（米田 正直君） 分かりました。

次に、口蹄疫埋却処分農地の整備についてであります。全対象農地の整備は終了していると思いますが、整備した後の農地利用状況はどうなっているか。また、作付等に問題点は発生していないか、お尋ねをいたします。

○産業推進課長（河野 賢二君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

口蹄疫の埋却地につきましては、平成25年度から整備が必要なところに対しては整備を行っております。令和2年度に全て完了しております。

整備後は、ちょっと個人の埋却地については、こちらで整備してないところについては把握しておりませんが、整備をしているところについては、ほぼ飼料作物が作付されているというふうな現地を回った担当者から聞いております。以上でございます。

○議員（米田 正直君） 私がなぜ、こんな質問したかと言いますと、土地改良事業の換地処分後に陥没等の事案があり、埋却後についても同様なことが発生しているのではないかと考えたから質問させていただきました。

最後に、新型コロナ対策についてお伺いいたします。

新型コロナの発生状況については、毎日、新聞、テレビ等で報道されています。町では、発生した職場名や発病者名は公表できないと思いますが、原因ぐらひは把握されているのではないのでしょうか。その公表はできないものですか。原因等が分かれば、地域行事も開催することが可能な場合があると思いますが、いかがでしょうか。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの御質問にお答えします。

感染の原因についてですが、県がホームページ上で公表している情報以外のものは、把握できません。また、知らされてもおりません。ただ、県のホームページ上で公表されている情報によりますと、本町の場合、高齢者施設や教育・保育施設、学校等での集団感染から家庭内で感染が広がったのではないかとというふうに推察されます。

このようなことから、県も感染拡大に伴う注意喚起をテレビや新聞等を通じて実施しているところであり、本町としても、県の対応方針に準じて、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に対する川南町の対応方針を公表したりして対応し、イベントや会議の開催等についての相談にも応じているところでございます。

○議員（米田 正直君） 感染の情報は流れますが、その後の状況が全く分かりません。感染した人が治癒したのか、死亡したのか、現在も治療中なのか、川南町の状況はどうなっているか、また、町は把握されていないのかということをお伺いしたかったんですけども、これは県の公表、ホームページで公表されている以外は分からないということでございますので、質問を省略しますが……。

感染拡大防止のため、諸行事が中止や自粛となっておりますが、コロナが完全に収束するまで、このようなことが継続するのか。各地区の伝統行事まで中止の傾向にあります。国や世間はウイズコロナと称して、新生活様式を順守しながら経済活動や観光事業等が再開している感があります。町はどの辺りから緩和を考えておるのか、お伺いします。

また、家族が施設に入所した時点で、死ぬまで会えない状況にある今日であります。コロナ禍の中、年に何回か防疫を徹底した上で面会はできないものでしょうか。現在の状況は、形を変えた現代版うば捨て山と捉えても過言ではないものです。この対応については、施設・病院によって違うものと思いますが、町の高齢者対策としてどのように考えられるか、参考までにお伺いをいたします。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 昨日からだったと思うんですけども、県のほうは、諸行事なんかで、みやざきモデルを徹底してくださいということで、一部緩和を行っております。町としましても、同様の県に沿っての考え方に沿ったような形で緩和をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○町民健康課長（米田 政彦君） ただいまの御質問ですが、新型コロナウイルスに感染した場合、重症化のリスクが高い方々というのが、高齢者施設に入所されている方や、病院に入院されている方であることが多いですので、施設や病院の指示に従わざるを得ないものと考えます。

なお、これまでも県内の感染拡大が懸念されている状況では、面会を拒絶されていましたが、感染者数が少ない状態が続いている時期には、面会も可能であったようですので、今後の感染状況により施設や病院の責任者が判断することになると思います。以上です。

○議員（米田 正直君） 一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中村 昭人君） しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後3時00分休憩

午後3時10分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

ここで会議時間の延長を申し上げます。本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめ延長します。

休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、内藤逸子君に発言を許します。

○議員（内藤 逸子君） 発言通告に基づいて、2点について質問します。

第1点は、中学校の統廃合はそのまま進めるのかについてです。

唐瀬原、国光原中の統合に向け、町立中学校統合整備基本計画の策定を議会の議決事項に定める条例制定議案が賛否同数で議長の賛成で可決し、新中学校を2026年度、令和8年に、町中心部のサンA川南文化ホール周辺に開校する計画案の策定議案が提案され、賛成7、反対5の賛成多数で可決されました。

この計画で、町は国に対して、立地適正化計画の中で新中学校の予算要求をするとの計画はどこまで進んでいるのか、第6次川南町長期総合計画の基本目標は、町に新しい人の流れをつくり出す小さな拠点とコンパクトなまちづくりだとされています。町の中心部に中学校を新しく建設することのほうがお金はかからない、今ある古い中学校を使うほうがお金はかかるとの、先日来行った行政懇談会の席で、町長は説明されました。

新中学校の目指す学校像4点と9つの基本コンセプトを挙げていますが、今ある2つの中学校に通っている中学生も、これは同じだと思います。新中学校づくりの方針は、本町の恵まれた自然環境の中で多様な子供たちの個性が伸び伸びと育つ場とし、夢や目標を持って、その実現に向けて挑戦し続けるしなやかさとたくましさを備え、ふるさと川南、そして宮崎、さらには世界の未来を開いていく人材を育む新中学校を目指すと言われますが、これは川南町内であれば、どこに新中学校をつくらうと同じだと私は思います。今年度に新中学校建設計画を申請すれば、必ず認められるものなのではないでしょうか。

この時期になって、町民から、「新中学校建設、初めて聞いた」の声が広がりました。だから説明不足を感じたから行政座談会の開催になったと思います。参加者の声はしっかり受け止めていただきたいです。議会の採決は全会一致ではありませんし、賛成7、反対5の賛成多数でした。議会の承認を得たので前に進めるのでしょうか。コンパクトシティのまちづくりは、川南町にふさわしい事業なのではないでしょうか。町の中心部に住めない者はどうなるのでしょうか。まだまだ住民合意を得る努力はすべきではないでしょうか。

第2点は、ヤングケアラーの把握はできているのかについてです。

家族の介護や世話などを日常的に行っている18歳未満の子供をヤングケアラーと言います。

政府の調査では、中学生のおよそ17人に1人、高校生の24人に1人に上るといいます。ケアを担う子供、若者の増加は、家族の多様化や格差の拡大を背景とした親世代の経済的、社会的困窮と密接に関わっています。本町のヤングケアラーの実態はどうなっていますか。

宮崎市では、5月23日に、大人に代わって日常的に家事や家族の世話をするヤングケアラーなどについて学ぶ研修会が開かれた記事が、宮日に載っていました。川南町として今後どのように取り組む計画があるか、伺います。

あとは自席にて伺います。

○町長（日高 昭彦君） それでは、内藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

川南町立地適正化計画の策定につきましては、昨年度、令和3年度から2か年の計画で取り組んでおりまして、令和5年3月末までに策定完了予定としております。

この策定につきましては、中学校配置や建設図面などを求められるものではなく、居住誘導区域や都市機能誘導区域をおおむね定めるものでございます。

この立地適正化計画では、「拠点の形成」と言っておりますが、これは川南町では、各小学校区を拠点として考えております。町中心部に全ての機能を集約するものではなく、あるものを生かしながら町民が安心して住み続けられる地域を守るため、地域住民の活動交流拠点の強化や生活サービスの機能の集約確保、集落生活、県内外の交通ネットワーク形成による拠点の形成を推進してまいります。

この策定につきましては、令和3年度に川南町の現況分析や住民アンケート調査を行っております。そのアンケート結果を踏まえながら、現状の課題を整理した上で、今後のまちづくりの方針の検討を行ってまいります。

もう一つの、ヤングケアラーについてでございますが、ヤングケアラーの明確な定義はございませんが、若くして、障害や病気を抱えているために家事が行えず、子供たちが家事や兄弟の世話を行っているというケースは、把握しているところで5件見られます。

対策といたしましては、今年度設置しました福祉課に設置しました子ども家庭総合支援拠点を中心に、支援が必要な18歳未満の子供がいる世帯の把握と相談、そして、訪問介護など必要なサービスの提供につながるよう取り組んでおります。

今後も、子供が子供らしい日常生活を送れ、健やかに生活できるように、福祉・保健・教育・地域と連携をとりながら、子供たちのために力を注いでいきたいと考えております。

○議員（内藤 逸子君） 中学校の統廃合は、このまま進めるのかについて伺います。

国へ申請する今になって不満の声が寄せられていますよね。どんな声が届いていますか、お尋ねします。

○教育長（坂本 幹夫君） 内藤議員の質問にお答えします。

中学校の統廃合はこのまま進めるのかについてという御質問でありましたけれども、昨年、令和3年12月議会で、川南町中学校統合整備基本計画を議員の皆様にご議論いただきました。そのことに責任を持って取り組むことが大切であると思っております。

不満の声ということですのでけれども、行政座談会等ありましたけれども、大きくは2点ありました。1つは、財政面への心配とアンケートの調査数についての不満の声が聞かれました。

ただ、教育委員会が行いました10月と11月に新中学校町民説明会を行いましたけれども、ここでは小学校5校で行いましたが、194名中、アンケート回収が165名ということで回収をさせていただきました。

中身を見てみますと、新中学校に肯定的な意見というのが100名、61%、それから否定的な意見は7名で4%、無記入が58名の35%という結果でございました。また、年代的に見ると、20代から50代の子育て世帯が71%という参加率でありました。

町民説明会等では否定的な意見が出されましたけれども、アンケート調査結果を見ると、子育て世帯の保護者は、早急な実現や中心地を望む声が多く出たのも事実でございます。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 統合校舎の建設費用の2分の1は国庫負担になるのですか、伺います。

○教育課長（山本 博君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

建設費用の2分の1は国庫負担になるのかということですが、一律に建設事業費の2分の1が国庫負担になるわけではございません。文部科学省で補助の対象となるもの、また、立地適正化計画の中で国土交通省の補助の対象となるものというものが、今後、基本設計、実施設計を策定することによって見えてくるものになるというふうに考えております。以上です。

○議員（内藤 逸子君） 統廃合の大本には国の大きな動向があり、自公政権が大型公共事業や軍事費を維持するため、福祉や教育予算の削減を狙って、教育の分野では子供の数の減少に対応する以上の削減、教員削減を推し進めてきました。教育リストラを行う最も手っ取り早い手段が、学校の数を減らすことです。

古くから学校がそこにあるのは、それなりの理由があります。唐瀬原、国光原中学校、共に歴史があります。学校は、子供たちの学びと成長の場というだけでなく、地域への愛着と誇りを育み、将来を担う人材を育てる大切な役割があります。座談会もした、説明会もした、アンケート調査も行った、十分現状を知ってもらい、危機感を共有してもらった、町民の意見は十分聞いたと判断して今回進めていることなんでしょうか。本当に町民合意は十分図られたと言えますか、伺います。

○教育長（坂本 幹夫君） 内藤議員が言われるように、学校は、将来を担う人材を育てる大切な役割があることは言うまでもありません。

町民合意につきましては、次の3点からお答えいたします。

1点目は、先ほども言いましたけれども、昨年12月議会におきまして、町民の代表である議員の皆様から議決いただいているという点でございます。

それから2点目は、学校規模適正化審議会の答申を踏まえているという点でございます。

3点目ですけれども、アンケート調査結果であります。アンケート調査方法につきましては、全世帯からとってほしいという御意見がありました。全世帯からとる全数調査というのと、サンプリング調査とあって、サンプルをとって調査する方法がありますが、一般的にはコストや時間、労力を考えて、サンプリング調査で行っているのが一般的であります。

それから、アンケート調査の優位性につきましては、これは統計学にお答えします。1,000人以上の調査数があれば、有効なアンケート調査として統計学的に認められる数字となります。したがって、今回1,925世帯に配布し、1,355世帯から回答を得られた回答率は70.4%です。このアンケート調査は有意義なものであると言われております。既に統合している串間市では、本町と同じ保護者と、無作為に抽出した500世帯ほどにアンケート調査を行い、回答率は56%でした。西都市では46.7%の回答率です。このことから川南町は、多くの方に回答していただいていると言えます。

また、候補地のサンA文化ホール、図書館東側周辺の賛成が63.6%でした。アンケート調査対象数を仮に多くしても、統計学には許容誤差が3%ですので、63.6%がマイナスにいけば60.6%から66.6%の間になるとの数値が出ることとなります。結論から言いますと、全町民に候補地を選んでもらっても、約6割が中央部を選択すると統計学の優位性が示しております。

したがって、私は町民合意は図られていると言えます。以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 今、教育長さんの言われたことも、私もよく分かりますが、でも参加者数は少ない、アンケート数も全町民は対象にしていません。これでは、十分な町民合意が得られたとは私は言えません。これまで行った小学校区ごとの座談会で、住民合意ができた町民に本当に胸を張れるんですね。

○教育長（坂本 幹夫君） 町民とか市民の皆様が100%の賛成を得るということは、これは、どの統計を見てもありませんし、全世帯に学校統合について、私が知る限りでは、アンケート調査を行った件は、まだ見つけていません。

しかし、アンケートのほかに、川南町新中学校早期設立を望む保護者会という方から要望があることも事実でございます。町民に胸を張れるのは、やはり町民から選出された議員の皆様から、川南町立中学校総合整備基本計画を議決いただいたことが、これが根拠となります。

今後は、主役の生徒、そして保護者、町民のために、粛々と胸を張って進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 中学生のことを中心に考えてほしい、子供の数は減るので統合して、一定の数がないと部活も学習も切磋琢磨できないと言われておりますが、数が減ると本当に切磋琢磨できるのでしょうか、いかがでしょうか。

○教育長（坂本 幹夫君） 切磋琢磨についてですけれども、いろんな考えがあります。

少ないから切磋琢磨できないんじゃないかとか、いろんな考え方があるんですが、この中学生にとってのこの3年間というのは、とても私は重要だと思います。この3年間で心身共に成長していきます。その成長にとって、様々な交流を通して多くの考え方を学んでいきます。時には、やはり競争心を持って、お互いに高め合うことも大事であります。そのためには、やはり複数学級が一つの鍵を握ると考えています。

そのことにつきましては、文部科学省も、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばすためには、一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えています。

今後、もうやがて国光原中学校が、もう1学年1クラスになるということは分かっています。ですので、早めに統合して1学年4学級でいろいろなことが活動できる、そういった教育環境を講じていきたいと考えております。

以上です。

○議員（内藤 逸子君） 将来を見据えた学校施設の在り方を探ります。本町の恵まれた自然環境の中で、多様な子供たちの個性が伸び伸びと育つ場、夢や目標の実現に向けて挑戦し続けるしなやかさとたくましさを備え、ふるさと川南の未来を切り開いていく人材を育む場を目指し、令和8年度に新中学校を開校するため、基本計画を定めたとのことですが、今の唐瀬原中学校の広さは、九州内では一番広いと誇っていました。運動場も水はけがよいと誇っています。こんなに広くて環境のよい中学校を使わず、国土交通省のコンパクトシティ形成支援事業の補助金を活用して、中学校を含む町なかの立地適正化計画の事業申請をする。あるものを使うことのほうがお金がかかると言いますが、誰のための学校統廃合なのでしょう。川南町民にとって、コンパクトシティのまちづくりが必要なのでしょうか。川南町は農業の町です。農業を基本とするまちづくりはできないのでしょうか、伺います。

○教育課長（山本 博君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

教育課関連で2点ほど頂いておりますが、まず、将来を見据えた学校施設についてであります。

既存施設につきましては、50年以上経過している校舎があるなど老朽化が大変進んでいるところがあります。新設の校舎を建設することで安全基準を満たし、児童生徒の心身の安全・安心の確保が見込まれるなど考えていますので、新中学校は必要な事業だというふうに考えております。

また、誰のための統廃合なのかということでございますが、これは未来の子供たちのための統廃合だと思っています。誰のために何のために行うのか、これは主役は子供たちだと考えています。そして、それを支えるのが保護者であったり町民であったりすると思います。

学校を核とした地域づくり、中学校が町に関心を持ち、まちづくりの提言を行うなど、私たちが責任を持って、これから育てていかなければいけないと強く思っております。以上でございます。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） 現在の公共施設等につきましては、町長の座談会の説明でもありましたとおり、人口が18,000人のときの公共施設等の配置になっております。学校につきましても、唐瀬原中学校、国光原中学校、それと5つの小学校は町内に点在しております。ただ、これからは、先ほどほかの議員からもありましたとおり、先を見据えたときには、人口が減少していくということが、もう分かっておりますので、先を見据えたときには、川南町にとってはコンパクトシティという考え方が大事ではないかと考えております。

それから、農業のまちづくりなんですけれども、これにつきましては、農業のほうの政策で行っていくことになると思いますので、そういう考え方でおります。以上です。

○議員（内藤 逸子君） 町民にとって、安心、快適な地域づくりの視点、50年後を見据えた計画なのでしょうか。

○副町長（押川 義光君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

我々が絶えず今訴えていることは、50年後の川南町のあるべき姿を描いた上での計画でございます。だから、50年以上たった校舎についてのこれからの検討したときに、やはり新しく造った方が経費的には安いという判断をして行っておりますので、当然、50年後を見据えたということになっております。以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） コスト削減が目的の学校統廃合ではありませんか。

○教育長（坂本 幹夫君） 学校の統合につきましては、やはり繰り返しになりますけれども、これからの子供たちによりよい教育環境を提供するということと、質の高い教育を行うための統合と捉えております。以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） コロナ禍は、少人数学級のよさや、公共施設の役割の重要性を浮き彫りにしました。早くしないといけないのでしょうか、この計画を見直すことはできないのでしょうか、伺います。

○教育長（坂本 幹夫君） これも繰り返しになりますけれども、町民、そして保護者の方からの早急な実現を求める声が多数上がっていることも事実であります。また、本当に議会の皆様から議決をいただいておりますので、これを責任を持って行うことは、教育行政の責務であると考えています。したがって、令和8年度開校に向けて、真摯に取り組んでいきたいと考えているところであります。以上です。

○議員（内藤 逸子君） こちらも繰り返しばかりになるかと思いますが、全町民対象の学習会を行って、町民の対立ではなく、児童生徒数減のために大人の私たちが何をすればいいのか、強引に進めるのではなく、教育的にはどのように根拠づけられますか。

○教育長（坂本 幹夫君） まず、この統合につきましては、行政が一方向的に強引に進めているとは自分は捉えていないのですけれども、そう捉えておられるなら反省しなくちゃいけない。しかし、地域と共にある学校づくりを推進していくためには、やっぱり丁寧な議論や対話が必要と考えています。このことも、根拠としましては文部科学省の公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引に明記されております。以上です。

○議員（内藤 逸子君） 誰のための提案ですか、川南町立地適正化計画策定委員会設置条例では、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の中のどこに新中学校の説明文ありますか。国の立地適正化事業での地方財政措置を活用するのであれば、公共施設等総合管理計画に中学校の長寿命化というのが位置づけられている必要がありますが、確認したいのですが、いかがですか。

○建設課長（黒木 誠一君） 内藤議員の御質問にお答えいたします。

川南町立地適正化計画委員会設置条例につきまして、都市再生特別措置法第81条に基づく立地適正化計画を作成するために委員会を設置するための条例でありまして、そもそもこの条例は、新中学校の設置場所や設立費用を定めるものではありません。なお、今年度の立地適正化計画策定業務の中で、都市計画区域内の用途区域内に居住誘導区域、都市誘導区域及び都市誘導区域内に集める都市施設を決定していきます。公共施設等総合管理計画の改訂版の25ページに学校の統合のことが記載されております。以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 公共施設等総合管理計画や個別施設計画での位置づけが必要であるならば、川南町では、その計画はつくられているのか伺います。さっき、「公共施設等総合管理計画の25ページにあります」とありましたが、ちょっと私、持っていないと思っているので、もしあれば、ください。

○建設課長（黒木 誠一君） 調べましてお渡しいたします。以上です。

○議員（内藤 逸子君） コンパクトシティ構想は、第6次川南町長期総合計画の基本目標の中にしっかり位置づけされているのですね、伺います。

○まちづくり課長（甲斐 玲君） コンパクトシティ構想につきましては、先ほど議員が言われました、「町に新しい人の流れをつくり出す小さな拠点とコンパクトなまちづくり」というふうに確かに第6次長期総合計画に書かせていただいておりますが、実はこの文言につきましては、平成28年の3月に作成しました第1次の総合戦略にも既に書かれておりまして、同時期に策定されました都市計画マスタープランのほうでも同様の記載がありますので、一貫してこの構想につきましては述べられているところです。以上です。

○議員（内藤 逸子君） 新型コロナ感染拡大の収束が見えない今、学校でも新しい生活様式を確保してほしい、様々な心身の影響を受ける子供たち一人一人に目が行き届き、みんなが健やかに豊かに学び合えるようにする、小規模校には教職員と児童生徒の人間的触れ合いや個別指導の面で教育上の利点も考えられると、少人数学級のよさをコロナ禍は浮き彫りにしています。安心・安全な教育環境をつくるためにも、少人数学級についての検討を強く求めます。いかがですか。

○教育長（坂本 幹夫君） 今、内藤議員が言われましたように、少人数学級のよさ、それから大人数学級のよさ、いずれもいろいろメリット、デメリットはございます。ただ、以前も同じような御質問がありましたので、本町の学級の平均人数ってどれくらいになっているのかなってちょっと調べてみました。

学年によって多少違うんですけど、川南小学校は1学級32名です。通山小学校が26名、東小学校が17名、多賀小が11名、山本小が11名、唐瀬原中が29名、国光原中学校が23名となっております。

なお、川南小では、算数少人数指導を3年生から6年生までに入れていまして、32を2つに分けて、16名、16名でやる教育をやっていますし、唐瀬原中、国中でも英語や数学の少人数指導を行っています。

今、国は35人学級を目指しています。しかし、本町では、35人を超えているところは、もう既にありません。ですので、きめ細やか行き届いた教育ができる反面、さっき言った切磋琢磨する機会というのは、やはり中学生には必要かなと思うところであります。以上です。

○町長（日高 昭彦君） 議会基本条例の第5条第2項に基づき、内藤議員に対して反問を求めますが、よろしいでしょうか。

○議長（中村 昭人君） ただいま申出のありました反問については、川南町議会基本条例第5条第2項の規定に基づき、許可します。

○町長（日高 昭彦君） 貴重な時間を頂き、ありがとうございます。内藤議員の発言中、大変申し訳ございませんが、どうしてもお尋ねしたいことがありますので質問をさせていただきます。

この中学校問題に関して、様々な御意見を頂いているのは事実であります。そして、いろんな考え方があるのも十分承知しております。そもそも言論の自由というのは民主主義の大原則であり、自由で開かれた討論が最良の選択肢へと導いてくれるものであると確信はしております。

この中学校問題につきましては、平成27年度に策定をいたしましたまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で明確に示し、その後、丁寧に慎重に進めてまいりました。時間がかかり過ぎた面はありますが、教育長も何度も申し上げますとおり、昨年、令和3年12月の議会定例会において、新中学校の設置場所を含む基本計画と関連する条例、計2議案を提案して可決をいただきました。これは、この皆さんがお持ちの議員必携の冒頭の「議会の使命」にも記されているとおり、住民の代表者である川南町議会の下した崇高で重大な決定であります。よって、計画どおり進めるつもりですし、進めなければならないと判断します。

内藤議員のこの計画を進めさせようとする御発言は議会制民主主義を否定するものと考えますが、いかがでしょうか。

○議員（内藤 逸子君） 私は、今日この質問をするに当たって、町民の負託を受けた議員として町民の声を届ける義務があると思って質問いたしました。

それはなぜかという、やっぱり不満の声を聞くからです。それを議会議員は議決されて決まったから従うというのも、本当はそうかもしれませんが、やっぱり不満の声というのをどうしても届けたいんです。だから発言いたしました。認めないと言われ、認めないというよりも、町民の声というのをどうしても届けたい、その一筋です、私は。それはだめなんで

しょうか。それを反問いたします。

○町長（日高 昭彦君） 回答いただきましてありがとうございます。町民の声と言われますが、町民座談会とかのアンケートの結果は、後日、議員の皆様には必ず説明をさせていただきますが、その中において反対というのは1割以下でございました。その後、詳細については、また別な機会をお願いをしたいと思います。

私が、言っているのは、この町議会の可決ということでございます。町民が言われるのは、当然、私も聞くべきであろうと思いますが、議決をいただいたことに関して、我々は責任を持って進める義務があるということをお伝えしたかただけでございます。以上です。

○議員（内藤 逸子君） 議会人の一人、町議会議員としての責任が果たせていないと言われれば、それまでですが、今は議員としておりますので、町民の声を届ける私の役目というのを訴えさせて、次に移ります。

2点目のヤングケアラーについてです。

子供たちによるケアの多くは、お手伝いの延長で始まるそうですが、長期化するにつれ、ケアが当然になり、やらない選択ができなくなり、家族主義的な範囲が強い日本では、社会的な働きかけがない限り、ケアラー自身が自分の置かれている状況を客観視し、支援を求めするのは困難です。この子供たちへの実態調査は実施されていますか、伺います。先ほど5名と言われましたが、本当に5名なんですかと思いますので伺います。

○教育長（坂本 幹夫君） ヤングケアラーにつきましては、先ほど町長が言いましたように5件を把握しております。これは、川南町要保護児童対策協議会というのがございまして、その中で上がってきた案件も含めます。また、福祉課との連携を図りながら福祉課からの情報も頂いて、その実態を把握しております。

中身につきましては、兄弟の世話とか、あるいは親の世話というのがありますが、多くのヤングケアラーの実態を見ますと、やはり幼い子供の世話をしているというのが全国的に挙げられているようです。

しかし、深刻な問題もあります。それで、やはりこのことについては慎重に動かないといけないなということで、人権感覚とか人権面も配慮しながら、また実態把握に努めていきたいと思っております。以上でございます。

○議員（内藤 逸子君） 実態調査をされておられますので、常にアンテナを張って把握するようにお願いします。

それと、本来、大人が行う、担うケアを子供が引き受けることは人生の土台づくりに影響します。学業や友人関係、自分の余暇や趣味などが後回しになり、進路の変更を迫られることにもなります。何かをやりたいということ自体に罪悪感を抱き、選択を諦めてしまう子供も多い。子供の人生の土台づくりは、ケアによって左右されることなく最低限度保障されるべき権利です。いかがでしょうか。

○教育長（坂本 幹夫君） 内藤議員がおっしゃるとおりでございます。本当にそういっ

た子供たちの実態を、やっぱりこう見抜く目というのを、私たち職員はアンテナを高くして、そしてそういった子供たち、家族への支援に、今後やっぱり各課と連携を図ってやっていきたいと思っております。ありがとうございました。

○議員（内藤 逸子君） 町独自の相談窓口を、分かりやすく、どこに行ったらいいかという相談窓口ができればありがたいと思うんですが、どうでしょうか。

○福祉課長（渡邊 寿美君） 福祉課としましては、子供家庭総合支援拠点の業務内容が子供の家庭の実態把握、それと相談の対応であることから、この拠点を相談の窓口としております。以上です。

○議員（内藤 逸子君） 子供たちがケアをしながらでも学ぶ、学校に行ける、スクールソーシャルワーカーの配置はありますか。

○教育長（坂本 幹夫君） スクールソーシャルワーカー S S W と言うんですけれども、これは中部教育事務所という事務所がございますが、そこに4名配置されておまして、うち1名が本町に来て、いろいろな相談を受けたりしています。

スクールカウンセラーは心の専門家と言われますけど、スクールソーシャルワーカーというのは福祉の専門家と言われます。つまり、スクールカウンセラーが直接子供とか保護者に来てもらって相談をするのに対して、スクールソーシャルワーカーは、直接自宅に向かって、保護者の方と共に、やっぱり子供の困り感を共有すると。そして、学校と連携を図りながら、ケース会議を開いたりしています。

実は、やっぱり今、命を大切に教育というのが非常に求められております。これを先日の校長会で、前倒しをしてでもするようにということで言っていますし、スクールソーシャルワーカーの方にリモートで参加してもらいながら、今後、全小中学校で、そのソーシャルワーカーの方と研修をする予定でございます。以上です。

○議員（内藤 逸子君） 家族をケアしている児童生徒の相談に乗り、実情や悩みを聞いてサポートする仕組みが必要です。神戸市では、ヤングケアラー向けの相談支援窓口を設置、全ての子供は教育、友人づくりなど社会との関わりを持つという、育つ権利を盛り込んだ支援マニュアルを作成しています。ケア当事者が自分の状況に気づき、信頼できる大人に話せる関係を築ける場所、子供たちが自分のものとして使える制度など、当事者の声を聞きながら選択できる仕組みが必要です。単にケアに関わらない環境にすればいいわけではありません。

ケアは社会の存続にとって必要不可欠な活動です。コロナ感染症や戦争という今日の社会状況を踏まえれば、改めて命に寄り添う活動は尊重されるべきです。そういう人間的成長の時間が大切にされる社会を願って、質問を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で、一般質問を終わります。

しばらく休憩します。議会運営委員会の皆さんは、委員会室に御移動をお願いいたします。残りの議員の皆さんは、議員控室に御移動をお願いいたします。

午後 3 時56分休憩

午後 4 時15分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

ここで、日程についてお諮りします。6月3日、町長から提出された議案第42号川南町国民健康保険税条例の一部改正について、撤回したいとの申出があります。議案第42号川南町国民健康保険税条例の一部改正についての撤回の件を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。議案第42号川南町国民健康保険税条例の一部改正についての撤回の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

午後 4 時16分休憩

午後 4 時19分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

追加日程第1「議案第42号川南町国民健康保険税条例の一部改正についての撤回の件」を議題とします。

本件について、撤回理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは、議案第42号につきまして、その撤回理由を御説明申し上げます。

本議案は、国民健康保険税の税率を改正するものでありましたが、税率の改正に伴う未就学児に係る被保険者均等割の5割軽減規定の改定規定が漏れていたため、撤回するものです。

つきましては、追加議案を提出したいと考えておりますので、議案第42号の撤回について許可していただきますようお願いいたします。

なお、議案に誤りがありましたことについて、心より深くおわび申し上げます。

○議長（中村 昭人君） 以上で、撤回理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号川南町国民健康保険税条例の一部改正についての撤回の件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号川南町国民健康保険税条例の一部改正についての撤回の件については、許可することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後4時19分休憩

午後4時20分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。ここで日程についてお諮りいたします。ただいま、町長から「議案第44号川南町国民健康保険税条例の一部改正について」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 昭人君） 異議なしと認めます。

「議案第44号川南町国民健康保険税条例の一部改正について」を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。しばらく休憩します。

午後04時20分休憩

午後04時20分再開

○議長（中村 昭人君） 会議を再開します。休憩前に引き続き、会議を続行いたします。追加日程第2「議案第44号川南町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（日高 昭彦君） それでは、議案第44号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

改正の内容は、国民健康保険税の医療分の所得割額を100分の6.7、均等割額を34千円に、後期高齢者支援分の所得割額を100分の2.37、均等割額を12,100円に、介護分の所得割額を100分の2.15、均等割額を16,100円に、それぞれ引き上げるものです。

平成30年度以降の国民健康保険事業特別会計は、国民健康保険運営基金と繰越金を除いた単年度収支差額が赤字に転じており、令和3年度においては約58,000千円の赤字となる見込みであります。令和3年度末における国民保護法運営基金の見込額は約340,000千円ですが、このペースで推移すると、五、六年で同基金が枯渇し、国民健康保険事業の安定的運営が困難になることから引上げを行うものです。

なお、引上げ率については、現行税率で課税した場合と比べて、3.4%増となる見込みです。

以上、担当課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（中村 昭人君） 補足説明があれば、これを許します。

○税務課長（大塚 祥一君） 議案第44号につきまして、その補足説明を申し上げます。

国民健康保険税率の改正につきましては、第4条から第8条までにおいて改正していますが、それに付随して、第22条第1項において、均等割額の7割、5割及び2割軽減の額を改正しています。

さらに、令和4年度から未就学児に係る均等割額の5割軽減が施行されたため、税率の改正に付随して第22条第2項において、その額を改正しています。

先般、撤回しました議案第42号には、この未就学児に係る均等割の5割軽減の額の改正が欠落しておりました。議会の円滑な運営を妨げ、大変申し訳ありませんでした。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（中村 昭人君） 以上で、提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

午後4時25分散会
